# 川南町立地適正化計画







⑩ 川南町令和5年3月

# - 目 次 -

	概要		
第1章	1-1	策定の背景と目的	1
	1-2	立地適正化計画の概要	2
	川南町	「の現況	
	2-1	上位関連計画の整理	4
第2章	2-2	現況分析	9
		住民アンケート調査	23
	2-4	まちづくりにおける課題	28
	まちつ	びくりの方向性	
第3章	3-1	基本目標とまちづくり方針	30
	3-2	目指すべきまちの骨格構造	32
	誘導区	区域及び誘導施設	
	4-1	居住誘導区域	33
第4章	4-2	H 1 1/20136123 (3 PP )V	42
		誘導施設	47
	4-4	居住誘導区域外の位置付け	53
= .	誘導施		
第5章	5-1	<u> </u>	54
	5-2	誘導施策	55
	防災指	針	
第6章	6-1	基本的な考え方	59
		川南町における災害リスク	59
	6-3		68
	計画の	<b>)推進</b>	
第7章		評価指標と目標値	72
	7-2	計画の評価・見直し方針	75
	届出制	腹	
第8章	8-1	居住誘導区域外における届出制度	76
	8-2	都市機能誘導区域外における届出制度	77
<b>*</b> +	山南町	立地演正化計画等完委員会 委員名簿 / 開催概要	78

#### |-| 策定の背景と目的

近年、我が国では急速な人口減少による活力の低下や少子高齢化、大都市への人口集中などが大きな問題となっています。

今後は、持続可能なまちづくりを行っていくため、都市機能の集約による効率的な生活サービスの提供や、一定エリアでの人口密度の維持、拠点間の公共交通アクセスの確保が重要となってきます。

こうした中、2014 年 8 月に「都市再生特別措置法」が改正・施行され、「立地適正化計画制度」が創設されました。

この立地適正化計画制度は、都市機能や居住を誘導するための新たな土地利用誘導の取り組みを推進するものであり、行政と住民、民間事業者が一体となって『集約型都市構造』の実現に取り組むための実効的な計画として活用できるものです。

本町では、町役場を中心に既にコンパクトなまちが形成されていますが、老年人口が占める割合の増加や年少・生産年齢人口の大幅な減少、公共施設等の老朽化など多くの問題を抱えています。

こうした背景を踏まえ、本町の特性に応じた持続可能な都市構造の構築及び、誰もが安心して暮らせる快適な生活環境の実現を目指すために、「川南町立地適正化計画」(以下、「本計画」という)を策定します。



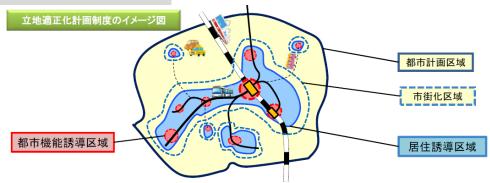
#### 1-2 立地適正化計画の概要

#### 【(I)立地適正化計画とは

立地適正化計画は、2014年8月に改正された都市再生特別措置法に基づく都市計画制度の一つで、都市全体を見渡す観点から居住や福祉、医療、商業等の都市機能の集積や公共交通の充実等に関する方針を定め、機能的で利便性の高い市街地の形成を図る包括的なマスタープランです。

人口減少や高齢化が進む中、都市計画区域内に「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」を定め、この区域内に都市機能や居住を誘導することで、公共交通と連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進します。

# 【立地適正化計画制度の概念図】



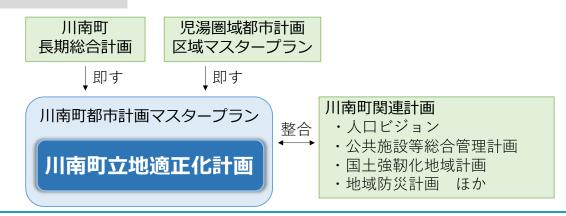
出典: 立地適正化計画作成の手引き(国土交通省)

#### 【(2)計画の位置付け

本計画は、都市計画法に基づく都市計画マスタープランの一部とみなされるものであり、 都市計画分野の上位計画である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「川南町長 期総合計画」及び「川南町都市計画マスタープラン」と密接に関わるものです。

また、立地適正化計画が目指すコンパクトシティの実現には、都市計画分野のみならず、 様々な関連計画と協力して取り組んでいくことが重要となります。

#### 【計画の位置付け】



# (3)対象区域

計画の対象区域は、川南町都市計画区域全域とします。

ただし、都市全体を見渡す観点から、町全域のまちづくりにも配慮して策定するものと します。

# 【対象区域】

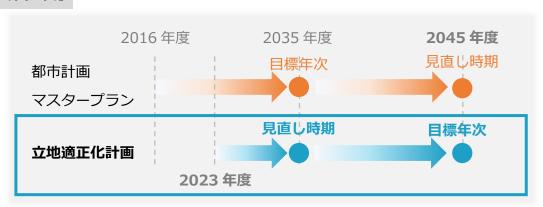


# (4)計画期間

立地適正化計画の計画期間について、都市計画運用指針において概ね 20 年後の都市の姿を展望し、併せてその先の将来も考慮することが必要とされています。

本計画では、本町の都市計画に関する基本的な方針を定めた「川南町都市計画マスタープラン」の改定時期を見据え、2045 年を目標年次とします。

# 【計画期間】



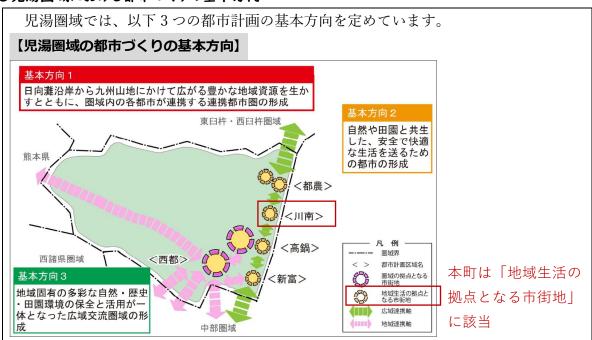
# 第 2 章 川南町の現況

#### 2-1 上位関連計画の整理

本計画は、様々な関連計画との連携が必要となることから、関連性の高い計画について、 その概要を以下に示します。

# (1)宮崎県児湯圏域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(2022年6月)

#### ●児湯圏域における都市づくりの基本方向



#### ●地域毎の市街地像(地域生活の拠点となる市街地)

地域生活の拠点となる市街地は、商業・医療・福祉等の都市機能の集約を図りながら、 周辺の市街地と相互に機能を連携・補完し、また、基幹産業である農林漁業、観光及び 商工業が連携した、安全・安心・快適で、うるおいと活気あふれる地域の特性を生かし た市街地の形成を目指すこととされています。

本町における拠点となる市街地として、<u>【トロントロン地区(旧国道 10 号沿道地区)</u> が位置付けられています。

# (2) 第 6 次川南町長期総合計画(2021年3月)

#### ●まちづくりの方向性

本町が目指すまちづくりの方向性として、以下のような将来像、基本理念、基本目標 を設定しています。

#### 〈まちの将来像〉

豊かさを活かし 共に未来を拓くまち かわみなみ

#### 〈基本理念〉

共に考え 共に挑み 共に切り拓く

#### 〈将来像実現のための基本目標〉

- ① 未来を拓くひとを育むまちづくり【ひとづくり分野】
- ② 手を取り、寄り添い合うまちづくり【まちづくり分野】
- ③ 地域と人が輝くまちづくり【地域資源・産業振興分野】
- ④ 健やかで、自分らしく輝けるまちづくり【医療・保健・福祉分野】
- ⑤ 豊かな自然と共生するまちづくり【社会基盤分野】
- ⑥ 自立し、未来へつなぐまちづくり【地域安全・行財政分野】

# ●都市計画・都市開発計画に関する施策

本計画に関連する施策として、以下の方針が示されています。

- ◎<u>立地適正化計画</u>の策定により、都市機能の中心拠点への立地誘導や公共交通沿線への 居住誘導、歩いて暮らせるまちづくりの実現を図ります。
- ◎長期未着手の<mark>都市計画道路</mark>を見直すことで、安全性・利便性を考慮した整備に努めます。
- ◎住民及び利用者のニーズを反映し、満足度・安全性を高めるような<u>運動公園の再整備</u> に努めます。
- ◎地域公共交通形成計画の策定により、拠点間を結ぶ交通サービスの充実、まちづくりとの連携及び乗換拠点の整備に努めます。
- ◎空き家バンクを活用することで、所有者と利用希望者を繋ぎ、<u>空家の利活用</u>に努めます。

#### ●防災・減災対策に関する施策

本計画に関連する施策として、以下の方針が示されています。

- ◎地域で防災教育の実施や自主防災組織の制度説明を行うなど、<u>防災意識の向上</u>に努めます。
- ◎住民に対し理解と協力を求めながら<u>消防団員の確保</u>及び各種研修や訓練を通して<u>団員</u> の資質向上に努めます。
- ◎ 常備消防機関(東児湯消防組合)及び関係自治体と連携・協力 し、支援体制の充実を 図ります。

# (3) 第2期川南町人口ビジョン(2021年3月)

#### ●目指すべき将来の方向性と人口ビジョン

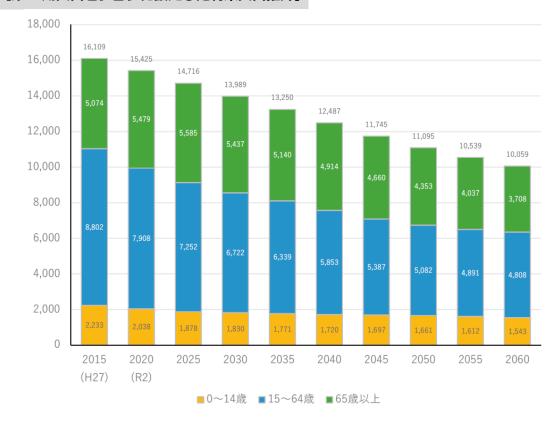
本町の目指すべき将来の方向性についていくつかのシミュレーションにより分析をしています。その結果、出生率の向上を図るだけでは人口減少対策としての効果が限定的である一方、社会減対策により移動率を均衡させた場合は、総人口の減少スピードを大きく遅らせる効果があったと示しています。

以上より、社会減対策に重きを置きつつ、出生率の回復を図ることで、<u>人口減少のス</u>ピードを緩やかにすることを目指し、以下の方向性及び人口ビジョンを示しています。

#### 〈目指すべき将来の方向性〉

- ①合計特殊出生率を 2030 年までに 1.95、2060 年までに 2.20 に引き上げ
- ②10~14 歳⇒15~19 歳時の転出超過を 20%抑制
- ③15~19歳⇒20~24歳時の転出超過を15%抑制
- ④年間5組の20~40歳の若者世帯の移住

#### 【第2期人口ビジョンに設定した将来人口推計】



# (4) 川南町都市計画マスタープラン(2016年3月)

#### ●まちづくりの方向性

本町が目指すまちづくりの方向性として、以下のような基本理念、目標・方針を設定しています。

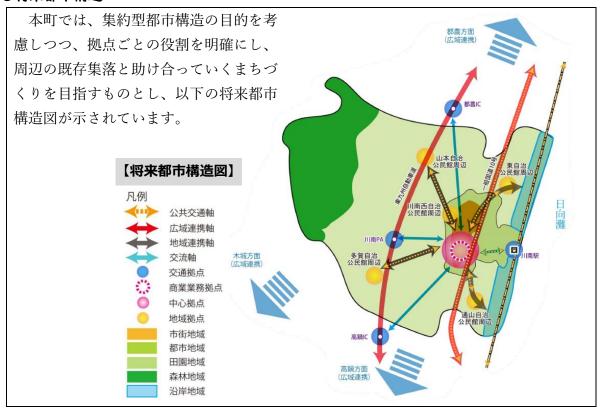
#### 〈基本理念〉

みんなで築いていく持続可能なまち 「海・山・田園」と共生するかわみなみ

#### 〈まちづくりの目標と方針〉

- 目標① 人と人のつながりが途絶えないまちの形成
  - ◎居住及び都市機能の集約を目指したまちづくりの展開
  - ◎多様な交通手段が確保されたまちづくりの展開
- 目標② 元気で活力ある内外に開かれた町の形成
  - ◎便利で快適な交通網を備えたまちづくりの展開
  - ◎活力ある産業の成長を促進するまちづくりの展開
  - ◎地域資源を通じた交流のまちづくりの展開
- 目標③ 豊かな自然と共生し、安全で安心な居住環境の形成
  - ◎既存ストックを活用した効果的なまちづくりの展開
  - ◎誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりの展開
  - ◎災害に強いまちづくりの展開

#### ●将来都市構造



# (5)川南町公共施設等総合管理計画(2022年3月)

#### ●現状や課題に関する基本認識

当計画では、公共施設の維持管理に関する基本認識として以下の 3 項目が示されています。

#### 〈現状や課題に対する基本認識〉

#### (1) 人口減少及び少子高齢化による公共施設に対する町民ニーズの変化

- ◎人口減少及び世帯構成の変化により、公共施設へのニーズが変化することが想定される。
- ◎地区によって人口の増減や年齢構成等の推移も異なることが見込まれる。
- ◎このような状況変化に合わせた施設規模の見直し、既存公共施設等の活用や整備 を図り、町民ニーズに適切に対応する必要がある。

#### (2) 公共施設等の老朽化

- ◎今後も公共施設等は老朽化し、安全な利用や安心できる利用について問題が発生する可能性がある。
- ◎老朽化している施設は、十分検討を行ったうえで、修繕及び耐震化を行うことや施設の利用廃止及び更新しないことなどを迅速に決定していく必要がある。

#### (3) 公共施設等にかけられる財源の限界

- ◎今回のシミュレーションで財源不足になる可能性は低いが、長期で考えると、財源不足になる可能性が十分にある。
- ◎余裕がある段階で、いかに更新費用及び維持補修費の平準化並びに更新及び統廃 合の有無などの検討が必要となる。

#### ●都市計画区域内で関連する施設の統合及び廃止の推進方針

具体的な施設の推進方針として、以下のようなキーワードが示されています。

#### 〈施設類型ごとの管理に関する基本的な方針〉

- ◎川南町運動公園:今後の利用状況や人口動態に応じて再整備を行う。
- ◎学校:中学校の統廃合を進める。
- ◎町営住宅:1977年度以前に建設された簡易耐火構造平屋建ての住宅は全住戸入居中止、その他「川南町公営住宅等長寿命化計画」に基づき234戸を用途廃止予定としている。

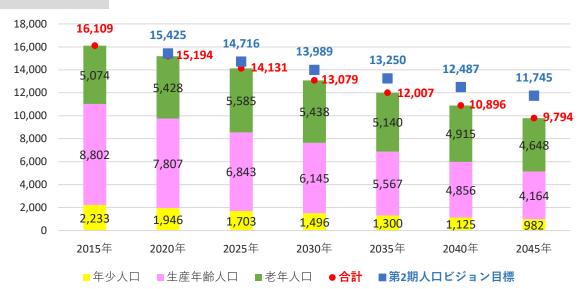
#### 2-2 現況分析

# (1)人口

#### 1)人口推移

- 国勢調査における 2020 年の人口は 15,194 人でしたが、国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という)による推計では 25 年後の 2045 年には 9,794 人になると推計されており、2030 年以降は、高齢化率が 40%を超える結果となっています。
- 2020 年度に策定した本町の第2期人口ビジョンでは、若年層の転出超過の抑制や若者世帯の移住促進など人口の社会減対策に重きを置いています。これにより出生率が回復し、人口減少のスピードを緩やかにすることができると見込んでおり、概ね20年後の2045年において1.2万人程度の人口を維持することを目標としています。

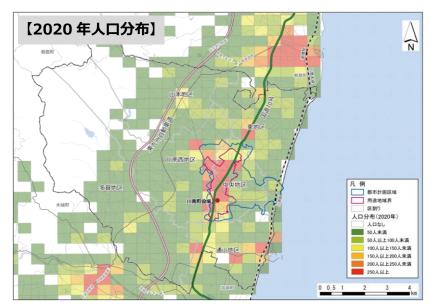
# 【将来人口推計】



資料:(2015年、2020年人口) 国勢調査 (2025年以降) 国立社会保障人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(2018年) (人口ビジョン目標)第2期 川南町人口ビジョン(2021年3月)

#### 2) 人口分布

用途地域内では、国 道 10 号沿道から用 途地域西側にかけて 人口が多く分布して います。

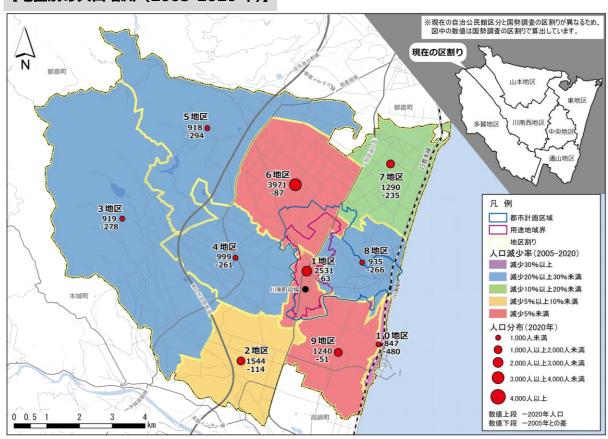


資料:政府統計の総合窓口 国勢調査 2020 年

#### 3)地区別人口

• 2005 年から 2020 年の 15 年間における地区(国勢調査小地域)の人口増減をみると、全地区で人口が減少しており、沿岸部の「10地区」が最も減少しており、次いで山間部の「5地区」となっています。

# 【地区別の人口増減(2005-2020年)】



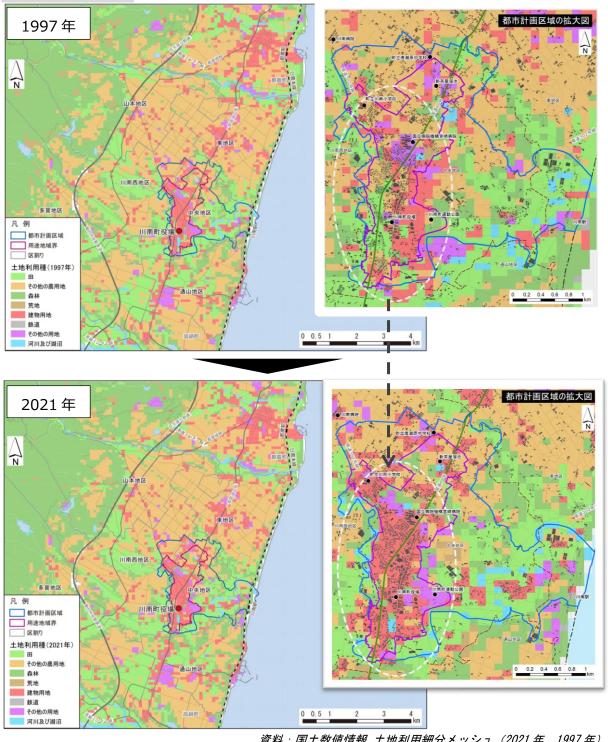
資料:政府統計の総合窓口 国勢調査 2020 年、2005 年

# (2)土地利用・開発動向

#### 1)土地利用の変化

• 100mメッシュによる土地利用の分布をみると、1997 年から 2021 年の概ね 25 年で 用途地域西側で都市的土地利用(図中の赤色)が増えており、国道10号などの幹線 道路沿道にも都市的土地利用に転換した箇所が目立ちます。

#### 【土地利用の変化】

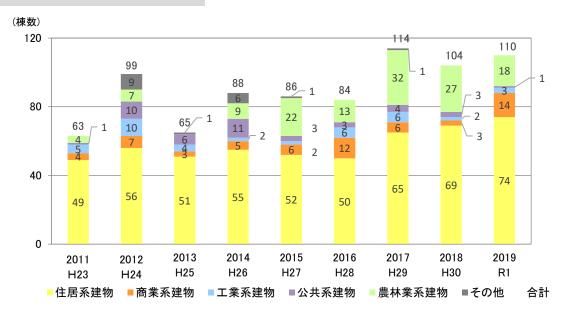


資料: 国土数値情報 土地利用細分メッシュ (2021年、1997年)

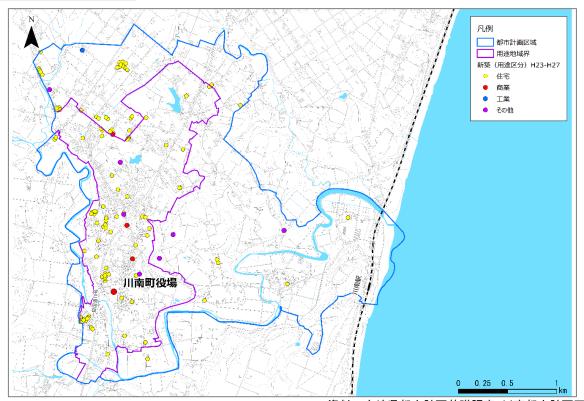
#### 2) 開発動向

- 都市計画区域内における新築状況を見ると用途地域内の件数が多く、その多くが住居系建物となっています。
- 平成 23~27 年度の新築位置を見ると、国道 10 号沿道に立地するケースが多くなっています。

# 【用途別建築着工棟数の推移】



#### 【新築建物の位置図】

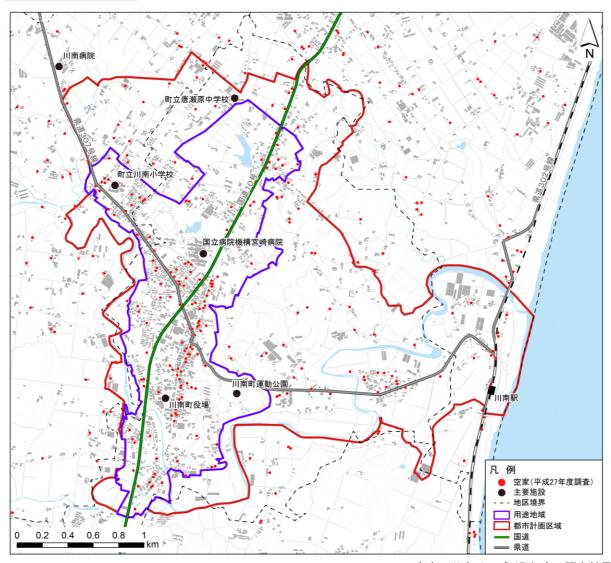


資料:宮崎県都市計画基礎調査 川南都市計画区域

#### 3)空家

- 平成27年度に空家の実態調査を行った結果、町内に431棟の空家があり、その内訳は都市計画区域外が307棟、都市計画区域内が124棟、用途地域内が75棟でした。
- 空家の分布を見ると、トロントロン商店街を形成している垂門名貫線沿道に多く分布しています。

# 【空家の分布状況】



※空家の分布は平成27年度の調査結果

# (3)都市機能・施設

#### 1) 都市計画区域・用途地域

- 都市計画法に基づく都市計画区域は 733ha であり、行政区域面積の約 8.1%となっています。
- 用途地域は265haであり、都市計画区域面積の約36.2%を占めています。その内訳は第一種住居地域の占める割合が最も多く、次いで第二種住居地域となっています。

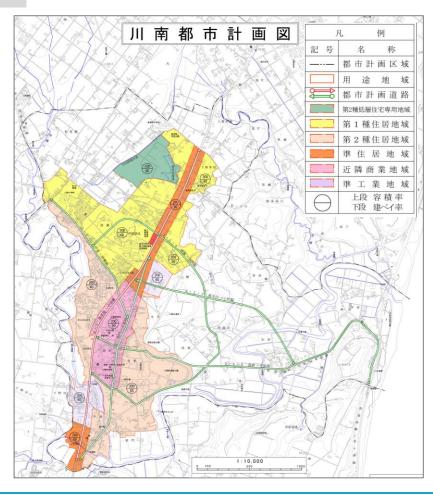
# 【都市計画区域及び用途地域】

(2021年3月31日現在)

										•			
行	政区域			<b>≱</b> 77 →	5 計	画区均	<del>l:</del>	_			用	途地域	
国土地理	院 住民基	本台帳		都市	1 🖭		K.	H	H27国勢	調査		H27国勢	調査
面積(ha	) 人口	(人)	最終区域	決定年月日	法指定	官年月日	面積	(ha)	人口(千	-人) 面積	責(ha)	人口(千	人)
9,0	12	15,410	S5	3.6.9	S19	9.3.11		733		5.9	26	5	4.5
最終変更	全地域		種低層 印地域	第一:		第二章		準住 地:		近隣商 地垣		準工業 地域	
年月日	面積(ha)	面積(r	na) %	面積(ha)	%	面積(ha)	%	面積(ha	a) %	面積(ha)	%	面積(ha)	%
H7.12.12	265.0	1	7.0 6.4	90.0	34.0	87.0	32.8	26	9.8	29.0	10.9	16.0	6.0

出典:宮崎県の都市計画 2021 (資料編)

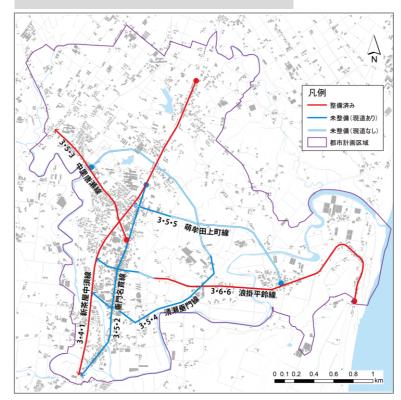
# 【都市計画図】



#### 2)都市計画施設

- ・ 本町における都市計画道路は7路線(延岡西都線は都市計画区域外)が計画決定されており、うち3路線は事業が完了、4路線は未着手または未着手区間を含む路線となっています。全体の改良率は令和3年3月31日現在で70.5%です。
- 都市公園は川南町運動公園、高森近隣公園及び新茶屋児童公園の3施設があり、全て整備は完了しています。

# 【都市計画区域内の都市計画道路位置図】



# 【都市計画道路の位置図及び整備状況】

	番号			幅	計	画延長(n	n)	改	良済延長の	m)	改良率	都市計画	決定告示
区分	規模	N o	路線名	慢	用途内	用途外	合計	用途内	用途外	合計	(%)	当初	最終
1	3	3	※延岡西都線	24	0	10,960	10,960	0	10,960	10,960	100.0	H8.10.14	H13.5.31
3	4	1	新茶屋中須線	20	3,300	0	3,300	3,300	0	3,300	100.0	S46.3.26	
3	5	2	垂門名貫線	12	2,000	0	2,000	0	0	0	0.0	S27.7.24	S46.3.26
3	5	3	中里唐瀬線	12	1,400	0	1,400	1,400	0	1,400	100.0	S30.12.8	S46.3.26
3	5	4	清瀬垂門線	12	2,200	1,200	3,400	0	0	0	0.0	S46.3.16	
3	5	5	萌牟田上町線	12	380	1,470	1,850	0	0	0	0.0	S44.5.20	S46.3.16
3	6	6	浪掛平鈴線	11	1,000	2,450	3,450	480	2,450	2,930	84.9	S30.12.8	S46.3.26
	計		7路線		10,280	16,080	26,360	5,180	13,410	18,590	70.5		

### 【都市公園の整備状況】

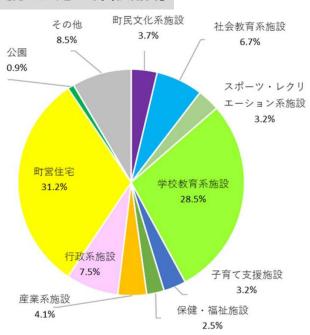
	番号	<u>I.</u>	種別	公園名	位置	決定面積	供用面積	計画決定	2年月日
	钳万		性加	公園石	江直	(ha)	(ha)	当初	最終
2	2	1	街	新茶屋児童公園	大字川南	0.41	0.41	S55.6.5	S58.3.29
6	5	1	運	川南運動公園	大字平田	11.20	11.20	S29.6.28	S37.5.24
3	3	1	近	高森近隣公園	大字平田	2.80	2.80	H23.4.11	-
	計			3	14.41	14.41	3	箇所	

出典:宮崎県の都市計画 2021 (資料編)

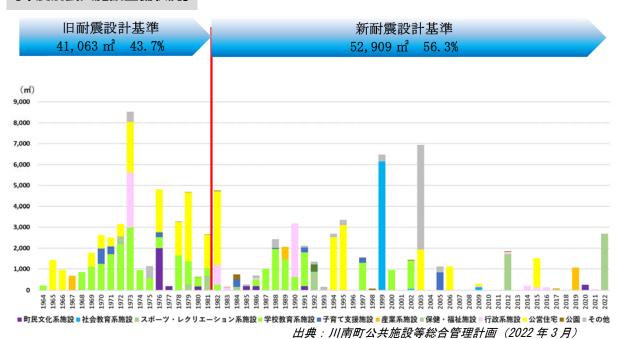
#### 3) 公共施設

- 本町が保有する公共施設(建築物)は、115 施設、総延床面積は約94,184 ㎡となっています。その内、学校が28.5%、公営住宅が31.2%となっており、この2分類だけで、町全体の公共施設(建築物)の約6割を占めています。
- 新耐震設計基準による年度別の整備状況は、2003年度が最も多く、次いで1999年度となっています。旧耐震基準時に建設された建築物も延床面積で半数近く残存しています。
- ・ 「川南町公共施設等総合管理計画」では、財政状況を考えると全ての施設を更新することは難しいと考えています。このため、定期的な点検や維持管理で建築物を延命させつつ、必要に応じて個別に長寿命化計画を策定します。これにより、将来的に現有施設の総延床面積を10%削減することを目標に、人口形態や長期総合計画、まちづくり計画等に合わせた施設配置を行っていくこととしています。

# 【分類別延べ床面積割合】



#### 【年度別公共施設整備状況】

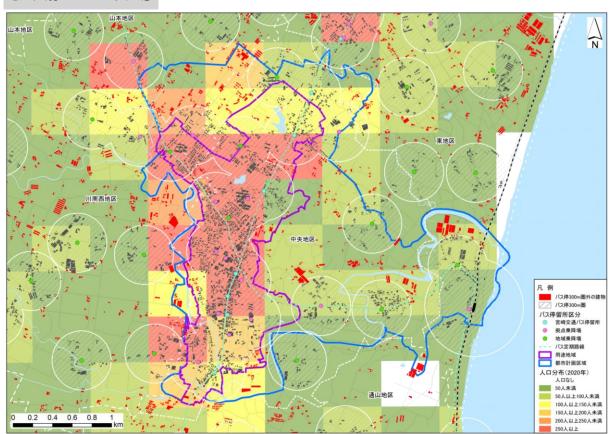


# (4)都市交通

#### 1)公共交通不便地域

- 本町の公共交通は、鉄道駅として J R 日豊本線の川南駅があるほか、路線バスとして 宮崎交通バスの定期路線運行(高鍋・川南・都農)、町営トロントロンバスの定期路 線運行及びオンデマンド運行により構成されています。
- 公共交通の利便区域(バス停から 300m圏、鉄道駅から 500m圏) \*\*と 2020 年の人口分布を重ねた場合、用途地域外の比較的人口が少ないエリアで、バス停 300m 圏外となる建物(下図中の赤色の建物)が多く存在します。

#### 【バス停 300m 圏域】

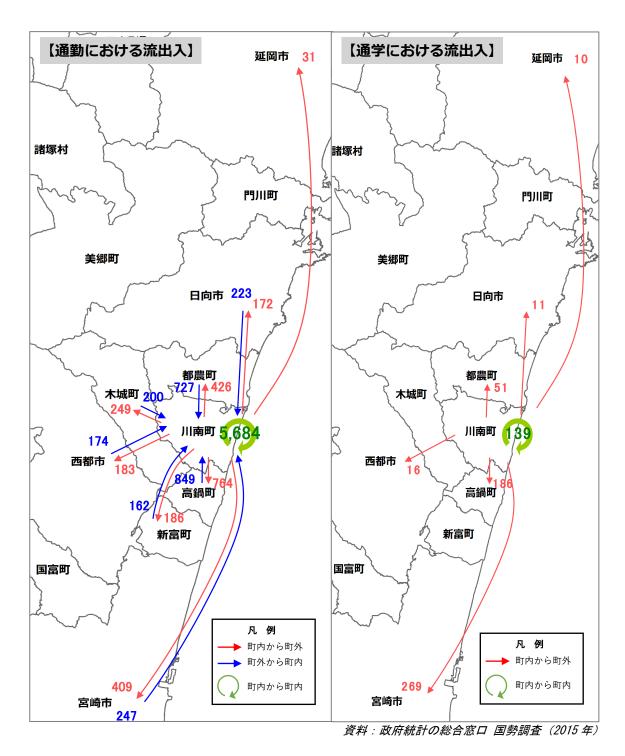


資料: 国土数値情報 バス停留所 (2010 年度)、バスルート (2011 年度) 川南町トロントロンバス定期路線図、拠点地域乗降場図

<sup>(※)</sup> 徒歩圏は「都市構造の評価に関するハンドブック」を参考に設定

#### 2) 通勤・通学における流出入

- 通勤における主な流出入は、隣接する高鍋町、都農町や周辺地域の宮崎市や日向市に おいて関連性が高くなっています。
- 通学においては、町内に高校がないこともあり流出傾向が強く、流出先としては宮崎市への通学が最も多く、次いで隣接する高鍋町となっています。



# (5)経済活動

- 本町の商業(卸売)の状況をみると、事業所数は2007年以降ほぼ横ばいであるのに対し、従業者数は2012年に大きく減少しています。
   年間商品販売額の推移をみると、増減を繰り返しており、2014年から2016年にか
  - 年間商品販売額の推移をみると、増減を繰り返しており、2014年から2016年にかけて大きく増加しています。
- 商業(小売)の状況をみると、事業所数、従業者数ともに、2009年から2012年にかけて大きく減少していますが、2012年以降はほぼ横ばいとなっています。

# 【事業所数、従業者数等(左:卸売、右:小売)】

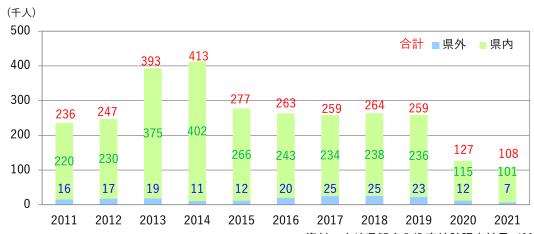




資料:政府統計の総合窓口 商業統計調査 (2014年) 経済センサス (活動調査) (2016年)

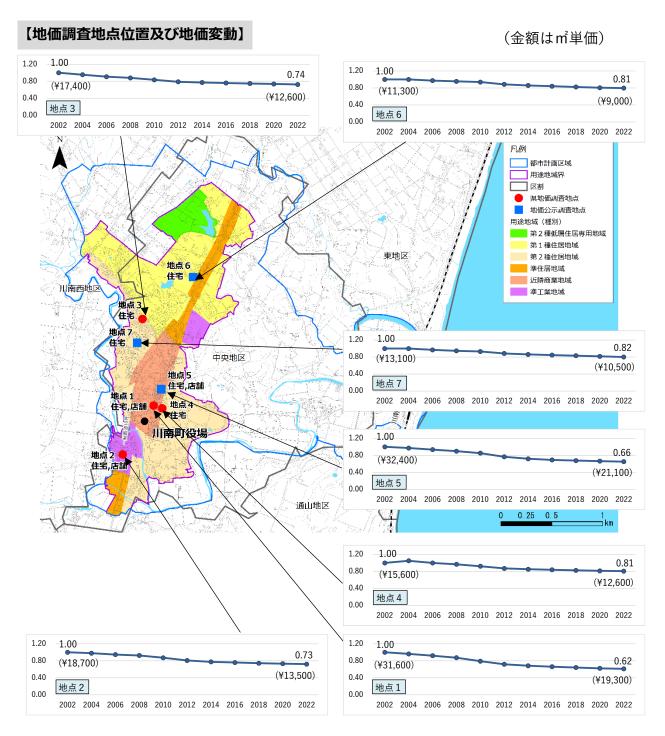
- 本町の観光客数は、大半が県内客であり、2013年に一度大きく増加していますが、 2015年に大きく減少し、それ以降は横ばいとなっています。
- 2019 年から 2020 年にかけては、新型コロナウイルス蔓延の影響により観光客数が 減少したものと考えられます。

# 【観光客数の推移】



# (6) 地価

地価公示、県地価調査の本町における地価調査結果を地点別に見ると、全ての調査地点で、2002年から2022年の20年間で下落しており、特に、役場付近の土地(地点1)における下落の度合いが大きくなっています。

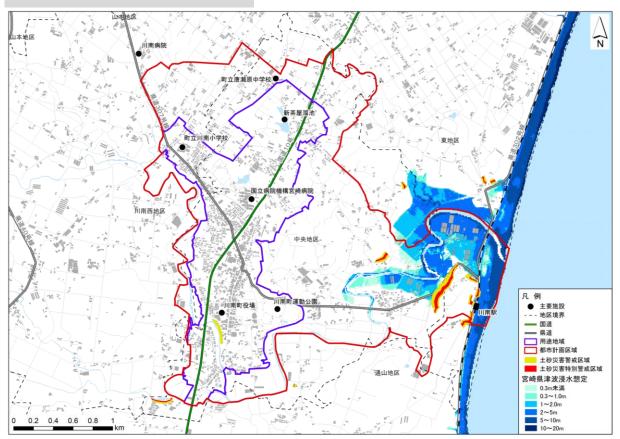


資料: 国土数値情報 地価公示・都道府県地価調査 (2022 年) 宮崎県統計年鑑 用途別平均地価 (2022 年)

# (7)災害

- 本町の都市計画区域内における土砂災害警戒区域等の指定は少なく、川南駅周辺に 数箇所、役場南側に1箇所分布しています。
- 海沿いには、津波浸水想定区域が分布しており、川南駅も含まれています。

# 【都市計画区域内の土砂災害リスク】

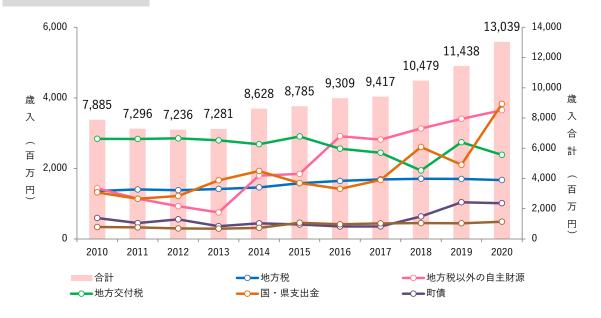


資料:国土数值情報 土砂災害警戒区域 (2020年) 津波浸水想定区域 (2020年)

# (8) 財政

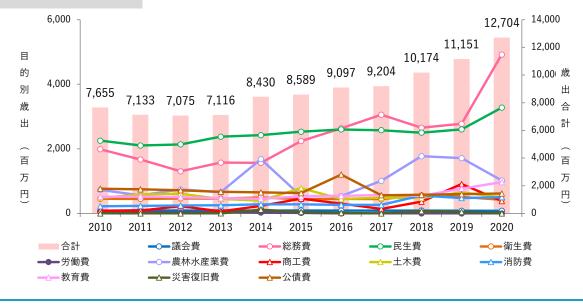
- 本町の歳入は、2013年以降、増加傾向にあります。
- 歳入を財源別に見ると近年は「地方税以外の自主財源」が多くを占めています。地方 税と合わせた自主財源の占める割合は、4割を超えていますが、経年的には、依存財 源の割合が高くなっています。

#### 【財源別の歳入推移】



- 歳出を目的別にみると経年的に民生費が多くを占めており、徐々に増加しています。
- 近年、総務費が大きく増加しており、2016年以降、占める割合が最も大きくなっています。2020年の増加に関する要因は、新型コロナウイルス対策費やふるさと納税などによる影響と考えられます。

#### 【目的別の歳出推移】



# 2-3 住民アンケート調査

本計画の策定にあたり、町民の日常生活における現状やニーズを把握するため住民アンケート調査を実施しました。

調査の概要及び調査結果を以下に示します。

# (1)調査概要

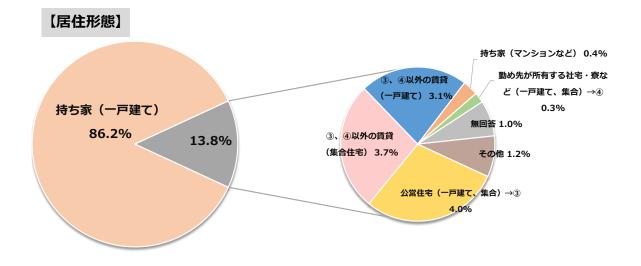
本アンケートの調査概要は以下のとおりです。

調査手段	配布・回収:郵送			
調査対象者	満 20 歳以上の住民基本台帳登録者			
調査規模	2,100 人			
調査期間	2021年7月7日(水)~7月30日(金)			
実施主体	川南町			
回収数	675人(回収率:32%)			

# (2)調査結果

#### 1)居住形態

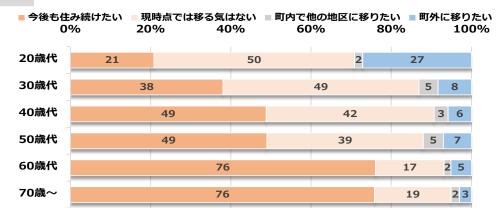
• 現在の居住形態に関する設問に対し、「持ち家(一戸建て)」の割合が 8 割を超えて おり、次いで、公営住宅や賃貸住宅(一戸建て・集合住宅)が多くなっています。



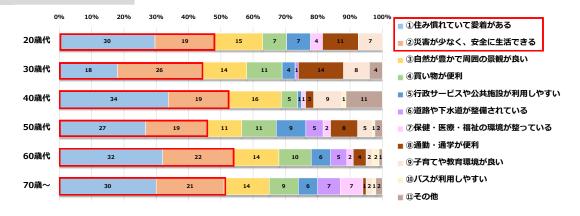
#### 2)居住意向

- 現在住んでいる地区に住み続けたいかという設問に対し、「今後も住み続けたい」、 「現時点で移る気はない」と回答した割合はどの年代でも7割以上を占めています。
- その理由としては、年代に関係なく「住み慣れていて愛着がある」、「災害が少なく、 安全に生活できる」を選択した割合が多くなっています。
- 別の場所に移りたいと回答した人の理由は、「買い物の不便さ」が各年代で高い割合を占めており、20歳代では「通勤通学の不便さ」が最も多くを占めています。

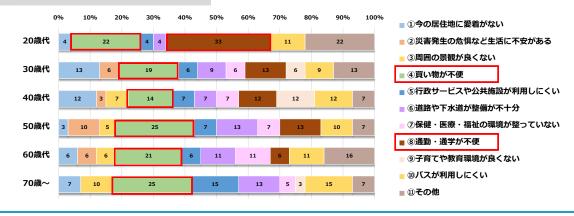
#### 【居住意向】



# 【住み続けたい理由】



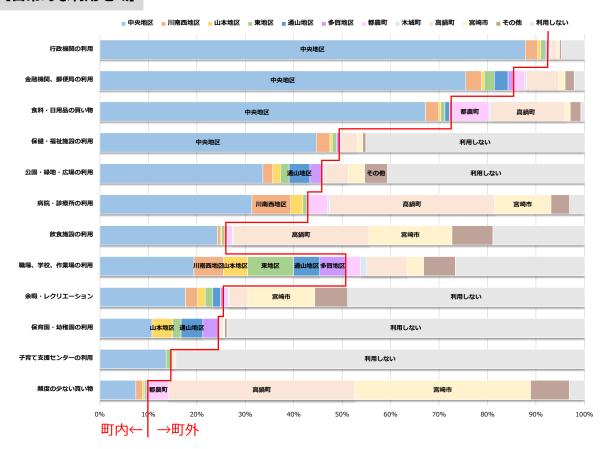
#### 【別の場所に移り住みたい理由】



#### 3)施設・サービスの利用状況

• 日常的に利用する地域に関する設問に対し、「頻度の少ない買い物」や「飲食施設の利用」、「病院・診療所の利用」は、町外の利用(宮崎市、高鍋町など)が多い結果となっています。

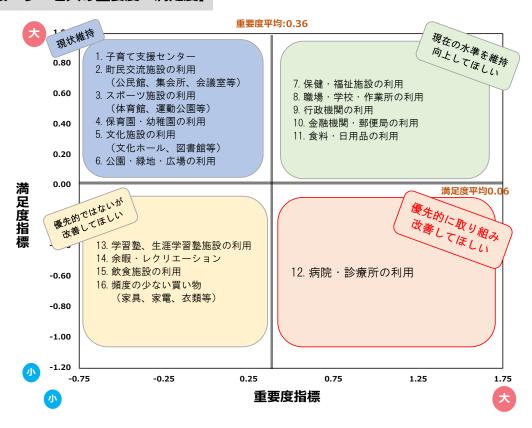
# 【日常的な利用地域】



#### 4)施設・サービスの満足度

• 施設・サービスに対する満足度と重要度に関する設問に対し、重要度と満足度を総合的に評価して、町民が求める優先度を整理した結果、「病院・診療所の利用」が最も優先すべき事項となりました(グラフは次頁)。

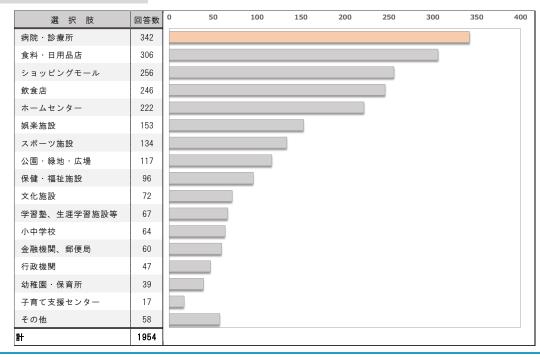
# 【施設・サービスの重要度・満足度】



#### 5) 充実してほしい施設

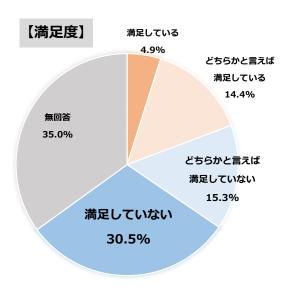
● 町内に充実してほしい施設に関する設問に対し、「病院・診療所」という回答が最も 多く、次いで「食料・日用品店」、「ショッピングモール」となっています。

#### 【充実してほしい施設】



#### 6)公共交通

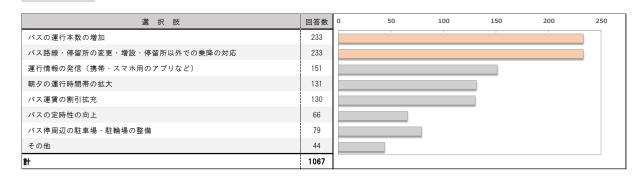
- バスの利用頻度に関する設問に対し、約9割がバスを利用していないと回答しています。
- また、約5割が現在の公共交通に「満足していない」または「どちらかと言えば満足していない」と回答しています。
- 今後の改善点に関する設問に対し、「運行本数の増加」や「バス路線・停留所の変更・増設・停留所以外での乗降対応」を求める意見が多くあります。



#### 【利用頻度】

選択肢	回答数	0	100	200	300	400	500	600	700
ほとんど毎日	0		ı	ı	ı	ı	ı	1	
週3~4回	1								
週1~2回	2								
月1~2回	6								
2~3か月に1回	7								
半年に1回	5								
1年に1回	12								
利用しない	592								
無回答	50								
計	675								

#### 【改善点】



# 2-4 まちづくりにおける課題

現況分析及び住民アンケート調査の結果を踏まえ、本町における持続可能なまちづくりの実現に向けた課題を以下に整理します。

# (1)人口

- 人口減少・少子高齢化が進んでおり、まちのサービス機能水準の低下や住民の満足度 低下、人口の流出という悪循環に陥ることが懸念されます。
- 次世代を担う若い世代を呼び込むために、より一層の移住・定住施策充実を図る必要があります。

#### (2)都市機能

- 住み続けたいと思える生活環境を整備・維持するために、公共施設の移転・集約を検討する必要があります。
- このまま人口減少が続くと、商業施設の利用者も減少し、店舗数が減少するおそれがあります。アンケート調査でも病院や買い物に対するニーズが高かったため、住民のニーズを汲み取りながら、改善の方向性を見出す必要があります。
- 人口密度を維持していくためには、子育てがしやすい環境を整えることも重要となります。商業施設や保育・教育環境、公園緑地の充実など、子育て世代のニーズに応えていくことも重要となります。
- 都市計画決定以降未着手となっている都市計画道路について、拠点との円滑なネットワークに配慮して計画の見直しを行う必要があります。
- 中学校の統合・新設が計画されているため、よりよい教育環境の整備を推進する必要があります。

#### (3)土地利用

- 町民が魅力と感じている"自然の豊かさ"を維持していくために、現状の土地利用を 保全していく必要があります。また、この魅力を町外に情報発信することで移住定住 の促進を図ることも重要となります。
- 本町の豊かな自然や風土を活かした農林畜産業による新たな雇用の創出を図り、町の魅力向上を推進する必要があります。
- 空家が増加すると、安全性や治安の悪化、景観の阻害など、まちの魅力を低下させる おそれがあるため、既存ストックを活用した取り組みの充実を図る必要があります。

# (4)公共交通

- アンケート調査結果では、利用率及び満足度が低い結果となっています。このまま利用率が低迷すると公共交通サービスの事業継続が困難となり、まちの利便性低下につながるおそれがあります。
- 今後も高齢化率の増加が想定される中、生活の利便性を維持・向上させるためにも移動手段の確保に努める必要があります。
- 住民からのニーズに加え、タクシーとの競業にも配慮した公共交通のあり方を検討する必要があります。

#### (5)財政

- 限られた財源の中でまちづくりを行っていくにあたり、「川南町公共施設等総合管理計画」に基づき、学校や公営住宅などの公共施設について規模や配置の適正化による維持費の縮減が必要となります。
- 町内の地価が下落傾向にあるため、利便性や魅力の向上を図ることで、地域の資産価値を高めていく必要があります。

# (6)災害

• 本町は比較的災害リスクが低いことが強みでもあります。一方、沿岸部では津波による浸水が想定されているため、災害リスク及び避難のあり方について、十分に周知をしておく必要があります。

# 第3章 まちづくりの方向性

# 3-1 基本目標とまちづくり方針

本計画の根幹となるまちづくりの方向性を設定します。方向性は、基本目標及びまちづ くり方針の2つで構成します。

# 【 基本目標 】

多様な豊かさを守り・育てる暮らしの実現

#### 「居住」

町の魅力を活かした 移住・定住の促進

# 「公共交通」

民間事業者と連携した 一体的な交通サービスの提供

# 【 まちづくり方針 】

「都市機能」

人口減少を見据えた施設の 適正配置とサービスの充実

#### 《基本目標》

基本目標は、上位計画である長期総合計画及び都市計画マスタープランが示す方向性を 踏まえ、川南町が誇る自然や産業、人間性などの多様な"豊かさ"を維持・継承し、持続可能 なまちづくりの実現を目指すものとします。

# 《まちづくり方針》

まちづくり方針は、基本目標の実現に向け、『居住』『都市機能』『公共交通』という本計 画における3つの軸ごとに設定します。

#### 〈居住〉

本町は温暖な気候と豊かな自然に恵まれており、サーフィンも楽しめる日向灘や農 業研修制度の充実、災害リスクの低さなどが町外の方が感じる魅力となっています。こ れらの魅力を活かした移住・定住の促進や子育て世代が住みたくなる居住環境の形成 を図ることで、人口減少対策に取り組みます。

#### 〈都市機能〉

公共施設の老朽化や町民のニーズの変化を踏まえて、まちの実情に合った施設の適 正配置とサービスの充実を図り、魅力とにぎわいの創出に資する都市機能の維持・誘導 に取り組みます。

#### 〈公共交通〉

高齢化の進展に伴い自動車を運転できない住民が増加することが想定される中で も、中心部と各集落、川南駅、主要な施設など、誰もが気兼ねなく外出できるよう、持 続可能かつ効果的な公共交通のあり方を検討します。

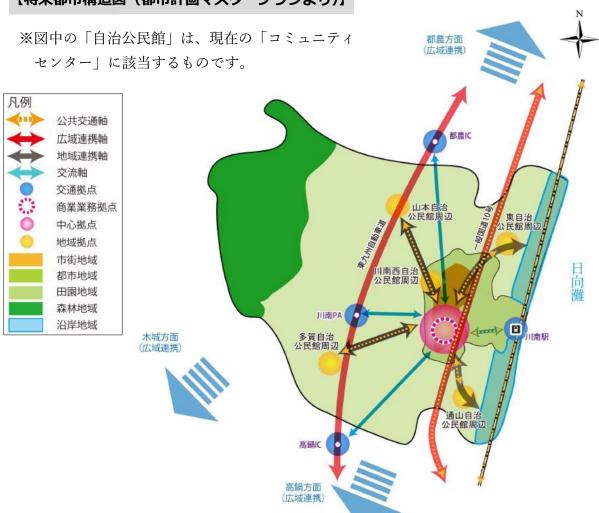
# 【基本目標及び基本方針の体系図】

公共交通	交通サービスの提供	元が過点への多様な移動手の形成	共交通と道路網の形成)方の検討	【暑館】	民間事業者と連携した 体的な交通サービスの提供	
#4	<b>〈公共交通〉</b> ・利用者ニーズに応じた公共交通サービスの提供	(交通体系) ・自動車を利用できない町民の拠点への多様な移動手段が確保された交通体系の形成	<ul><li>高齢者でも利用しやすい公共交通と道路網の形成</li><li>持続可能な公共交通のあり方の検討</li></ul>	[ 公 團	民間事業者	訊
都市機能	<u>並持</u> に向けた機能配置 244	配置・再配置を促進しつ BR大、適切な施設の結廃	郭市計画道路の見直し 検討(規模・配置の適正化) 整備 (自治公民館)の更新・維持管理	民全般】	人口減少を見据えた 施設の適正配置とサービスの充実	多様な豊かさを守り・育てる暮らしの実現
<b>~</b>	<b>〈都市機能・財政〉</b> ・公共施設の規模適正化・適正配置 ・教育環境・地域コミュニティの維持に向けた機能配置	(都市施設) ・中心拠点への都市施設の配置・再配置を促進しつ つ、将来の人口動向を見据えた、適切な施設の統廃 合を検討	<ul> <li>長期未着手である都市計画道路の見直し</li> <li>■中学校の統廃合の検討(規模・配置の適正化)</li> <li>運動公園の再整備</li> <li>■川南駅周辺環境の整備</li> <li>■コミュティセンター(自治公民館)の更新・維持</li> </ul>	[組]	人口減ら施設の適正配置	多様な豊かさを守い
居任	る居住環境の整備 の創出と PR 13土地利用の保全 53占地利用の保全	上地利用〉 ・拠点における居住及び都市機能の集積度を維持し、 田園地域や沿岸地域に居住する町民の生活環境を 維持 <b>自然環境・景観)</b> ・美し、田園風景を保全するとともに、川南らしい景観の 創出		【 若者・ <mark>子育</mark> て世代 】	町の魅力を活かした 移住・定住の促進	
	(人口) ・移住・定住の受け皿となる居住環境の整備 ・移住したいと思える魅力の創出と PR (土地利用) ・豊かな自然と共生し続ける土地利用の保全 (災害) ・災害時ご連携・協働できる防災まちづくの	(土地利用) ・拠点における居住及び都市機能の集積度を終 田園地域や沿岸地域に居住する町民の生活 維持 (自然環境・景観) ・美い・田園風景を保全するとともに、川南らしい 創出	■公営任宅の計画的修繕 ■空家・空地の利活用 ■災害に強いまち ■低未利用地の有効活用	- 异异	町の魅力	
	整理した課題	将来都市構造 における方針 (都市マス)	立地適正化計画に よって目指す方向性や 関連キーワード 等	主なターゲット	まちづくり方針	基本目標

#### 3-2 目指すべきまちの骨格構造

本計画では、都市計画マスタープランで掲げた将来都市構造図の実現に向けて、上位計画等における位置付けやこれまでの取り組みを引き継ぎつつ、都市機能や居住機能の誘導に向けたまちづくりを進めていきます。

# 【将来都市構造図(都市計画マスタープランより)】



#### 《土地利用の考え方・方針・方策》

考え方・方針・方策					
町全体	未利用地の有効活用を検討				
市街地域	良好な居住環境を維持				
拠点	居住及び都市機能の集積度を維持				
森林地域・田園地域	農地の保全を図る				

#### 《都市施設の考え方・方針・方策》

	考え方・方針・方策					
町全体	都市施設の統廃合の検討					
都市地域	都市施設の見直しと配置・再配置					

#### 《交通体系の考え方・方針・方策》

	考え方・方針・方策						
中心拠点周辺高齢者にやさしい交通体系							
中心拠点⇔地域拠点	多様な交通手段が確保された交通体系						
中心拠点⇔交通拠点	広域的な交通体系						

#### 《自然環境・景観の考え方・方針・方策》

	考え方・方針・方策
町全体	再生可能エネルギーの検討
市街地域	都市景観と自然的景観の調和
田園地域	美しい田園風景の保全
沿岸地域	美しい日向灘の景観の保全

# 第 4 章 誘導区域及び誘導施設

#### 4-1 居住誘導区域

# (1)居住誘導区域設定の考え方

《定義:居住誘導区域とは(都市計画運用指針より抜粋)》

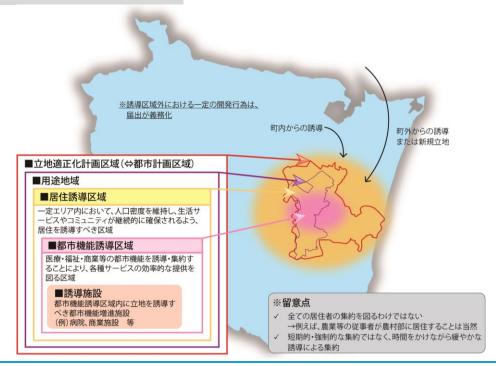
人口減少の中にあっても、一定エリア内において人口密度を維持することによって、 生活サービスやコミュニティが継続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域であ る。

居住誘導区域は、人口減少社会においても商業、医療・福祉、公共交通、行政等を安定 して維持・確保できるよう、一定の区域で人口密度を維持するために居住を誘導すべき 区域です。

このため、人口や土地利用、交通、災害安全性、医療・福祉、商業施設、子育て施設、 公共施設等の立地状況を勘案しつつ、地域の実情に合った区域を定め、時間をかけなが ら緩やかに居住の誘導を図ります。

ただし、本町は都市計画マスタープランで「生活拠点」を設定しているように、居住誘導区域内外に限らず町民それぞれのライフスタイルがあります。本計画は全ての居住者を居住誘導区域内に集約させるというものではなく、ライフスタイルによる居住地域の選択や各集落の存続は、従来どおりと考えています。

#### 【誘導区域及び誘導施設の概念図】



#### (2)居住誘導区域の設定

居住誘導区域は以下に示す考え方により設定します。

# STEP 1 | 用途地域を基本

生活サービスやコミュニティを継続的に確保する観点から、用途地域内を基本とします。



# STEP 2 | 居住誘導に適さない区域を除外

以下に示すような都市計画運用指針に準じた居住誘導に適さない区域や、土地利用上居住誘導を推進すべきではない区域は除外を検討します。

## 〈 2-1:法的な規制がかかる区域 〉

・農振法における農用地区域又は農地法における農地もしくは採草放牧地の区域

# 〈 2-2: 災害リスクがあり、安全が確保されていない区域 〉

- ・土砂災害特別警戒区域(含めない)
- ・土砂災害警戒区域(適当でないと判断される場合は、原則として含めないこととすべき)

# 〈 2-3:土地利用 〉

・現状の土地利用として、居住地の形成が困難な区域



## STEP3 | 含めることが望ましい区域を抽出

以下に示すような居住環境として適している区域を抽出します。

## 〈3-1:人口集積の高い区域〉

・現状として人口が集積している区域

#### 〈3-2:公共交通の充実を図れる区域〉

・バス停 300m 圏

#### 〈 3-3:日常生活の利便性が高い区域 〉

・商業・医療・福祉などの生活サービス施設の分布



# STEP 4 | 居住誘導区域を設定

※STEP2に関して、本町における該当区域の有無は以下のとおりです。

#### 〈 居住誘導区域に定められない区域 〉

区域	用途地域内指定の有無	設定方針
市街化調整区域	なし	_
災害危険区域	なし	_
農用地区域又は農地、採草放牧地の区域	なし	_
自然公園法特別地域	なし	_
保安林の区域	なし	_
原生自然環境保全地域	なし	_
地すべり防止区域	なし	_
急傾斜地崩壊危険区域	なし	_
土砂災害特別警戒区域	なし	_
浸水被害防止区域	なし	_

## 〈 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域 〉

区域	用途地域内指定の有無	設定方針
津波災害特別警戒区域	なし	_
災害危険区域(前出の区域を除く)	なし	_

# 〈 災害リスクや警戒避難体制の整備状況等を考慮した際に、居住を誘導することが適当でないと判断される場合に、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域 〉

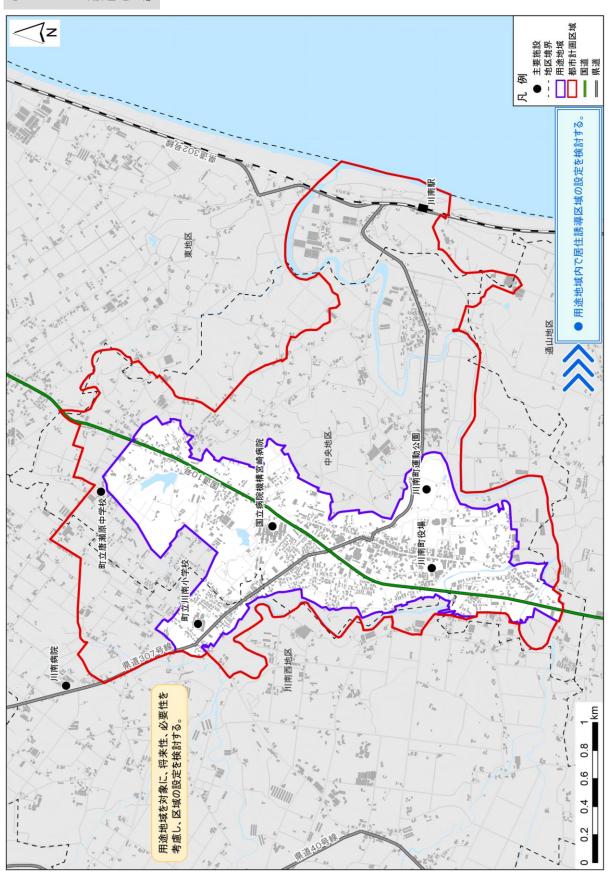
区域	用途地域内指定の有無	設定方針
土砂災害警戒区域	あり	含める**
津波災害警戒区域	なし	_
浸水想定区域	なし	_

※居住誘導区域内における該当区域は役場南側(平田川沿い)の1箇所であり、適宜、 県により急傾斜対策工事が行われています。ハード対策が行われていることや、防災 指針や地域防災計画、国土強靭化地域計画に基づきソフト対策も推進することから、 当該区域は居住誘導区域に含めるものとしました。

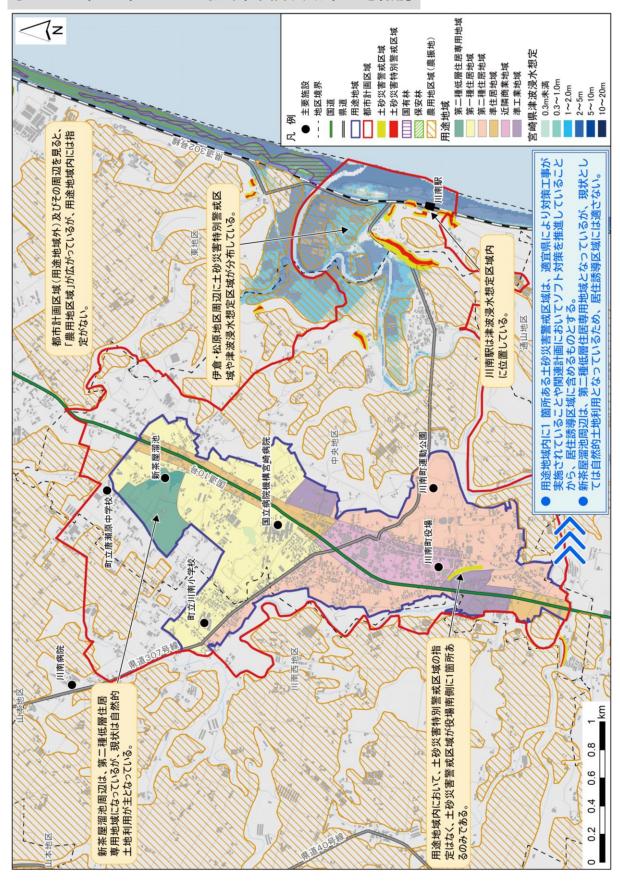
## 〈 慎重に判断を行う区域 〉

区域	用途地域内指定の有無	設定方針
法令により住宅の建築が制限されている	なし	_
区域(工業専用地域、流通業務地区等)		
条例により住宅の建築が制限されている	なし	_
区域(特別用途地区等)		

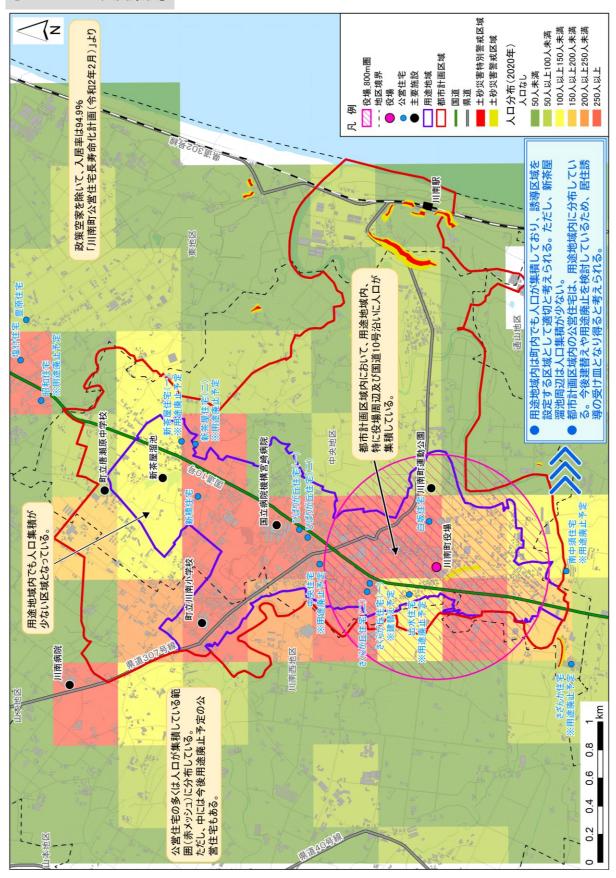
【STEP1:用途地域】



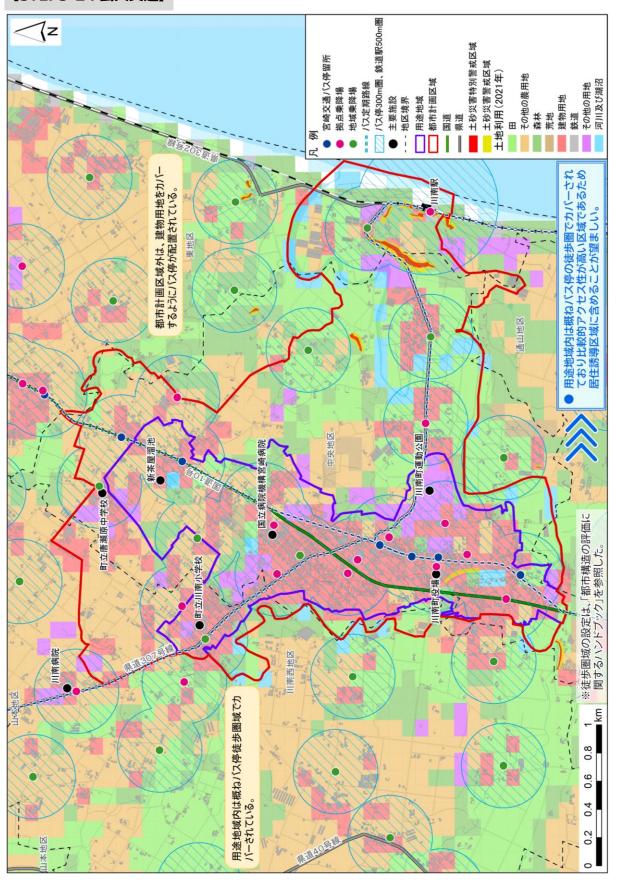
#### 【STEP2-1/2-2/2-3: 法的規制/災害リスク/土地利用】



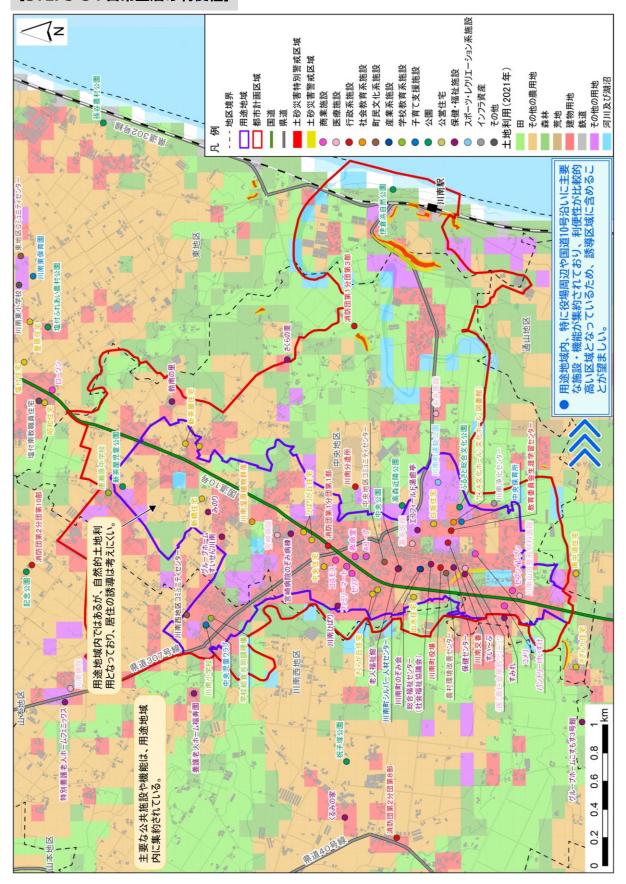
【STEP3-1:人口集積】



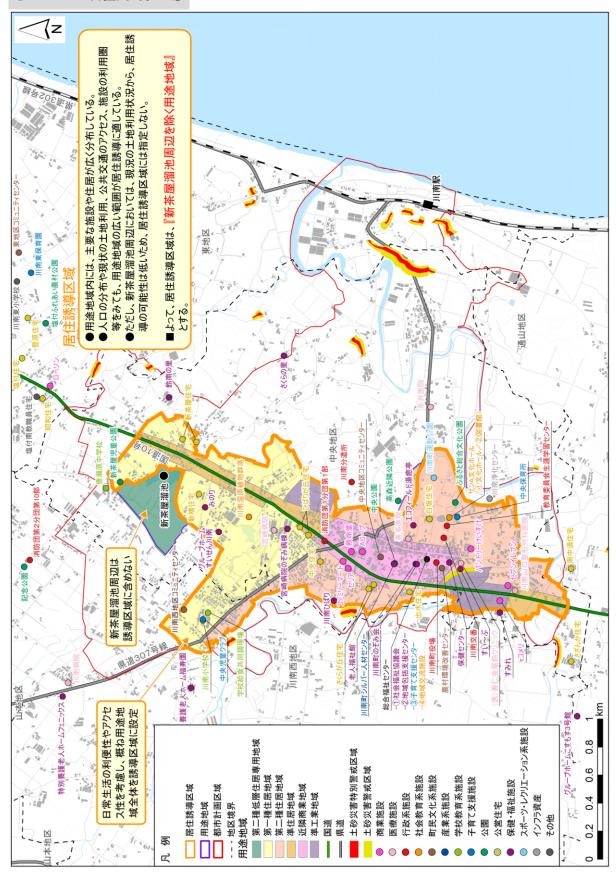
【STEP3-2:公共交通】



【STEP3-3:日常生活の利便性】



【STEP4:居住誘導区域】



#### 4-2 都市機能誘導区域

## (1)都市機能誘導区域設定の考え方

《定義:都市機能誘導区域とは(都市計画運用指針より抜粋)》

居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべき区域である。

都市機能誘導区域は、商業施設や子育て支援施設、医療・福祉施設など、生活サービス施設の集積を誘導していく区域を位置付け、施設利用者が行き来しやすい移動利便性が高い区域を設定します。

このため、現状の土地利用状況や施設の分布、交通、町にとって今後必要となる機能などを考慮して区域を設定するとともに、必要となる機能の誘導を図ります。

## (2)都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は以下に示す考え方により設定します。

#### STEP 5 |現状の生活利便施設や土地利用との整合性

現状の土地利用状況や施設の立地状況を踏まえ、以下のように都市機能を集約することが望ましい区域を抽出します。

#### 〈5-1:用途地域、商業施設の分布〉

- ・多様な生活利便施設が立地可能な用途地域として、近隣商業地域をベースとした区域
- ・近隣商業地域以外の商業施設の分布状況も考慮

#### 〈5-2:現状の生活利便施設の立地状況〉

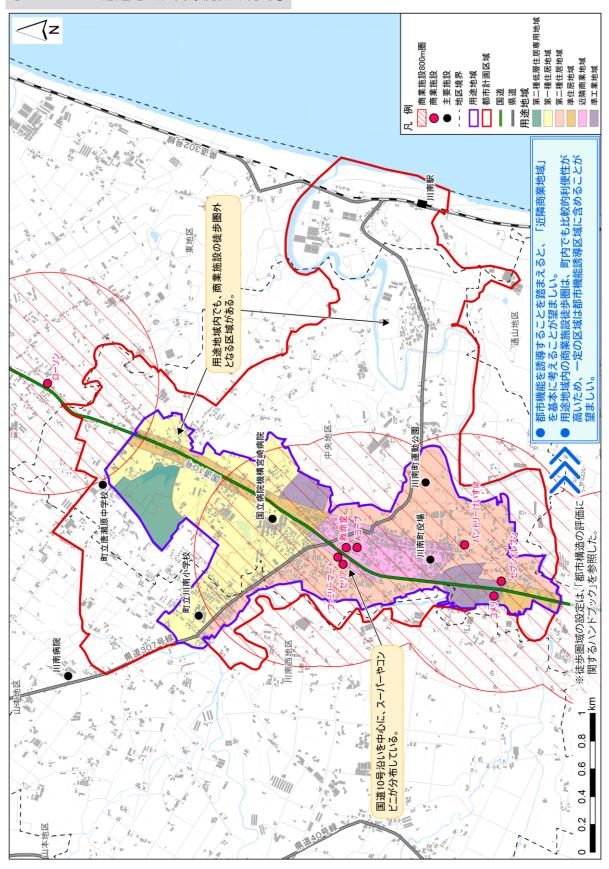
・各種サービス(医療・福祉)等の回遊性が確保できる区域

# 〈 5-3: 既往事業及び今後想定される事業 〉

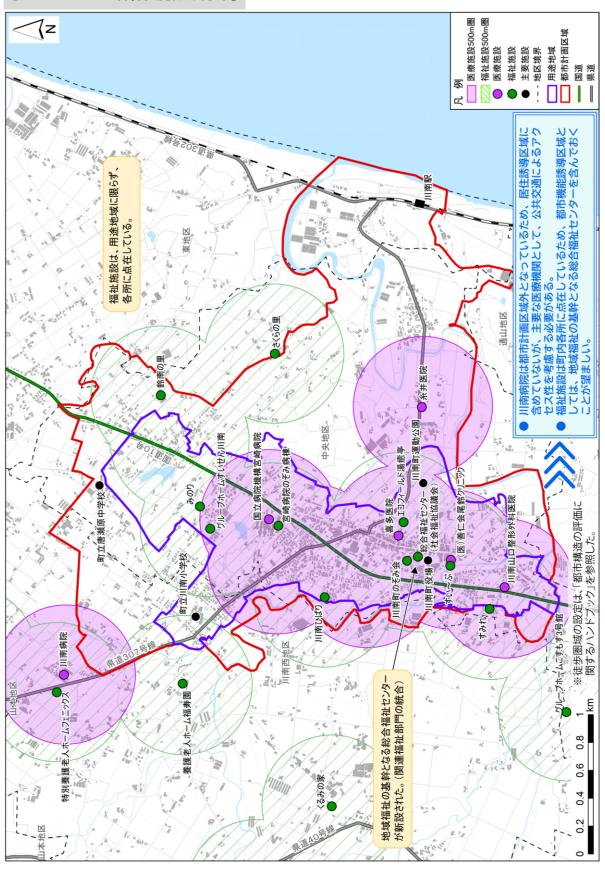
- ・中学校の統合・新設検討
- ・運動公園の再整備

# STEP 6 |都市機能誘導区域を設定

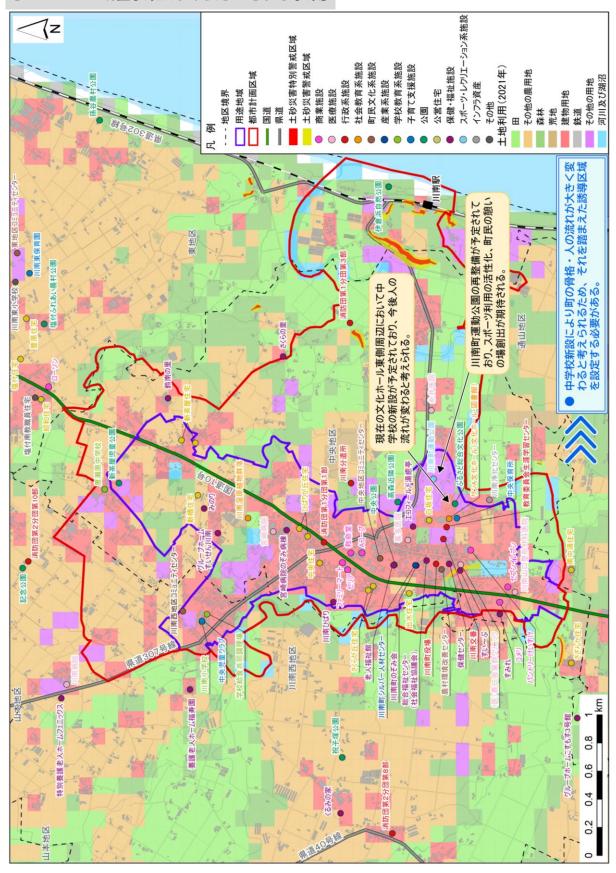
【STEP5-1:用途地域、商業施設の分布】



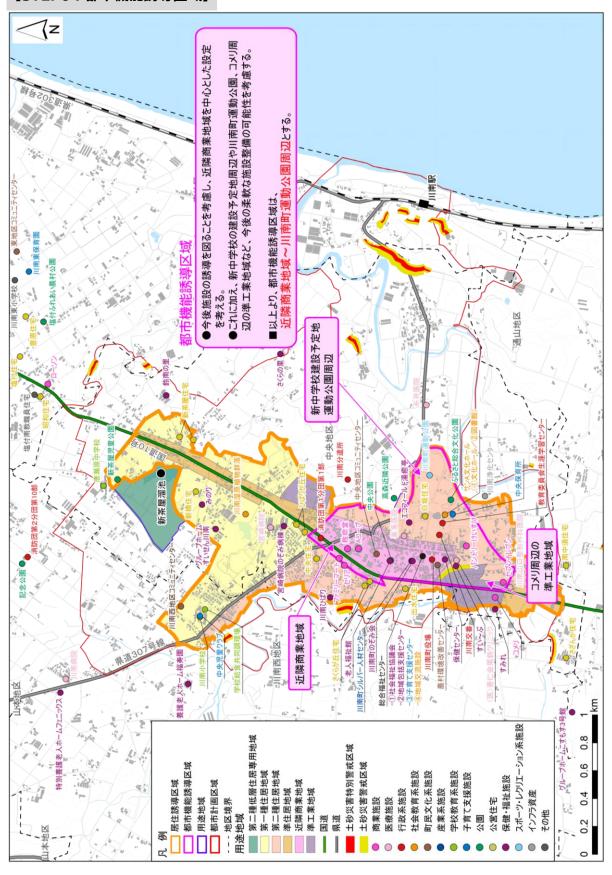
【STEP5-2:生活利便施設の分布】



【STEP5-3: 既往事業及び今後想定される事業】



【STEP6:都市機能誘導区域】



#### 4-3 誘導施設

## 【(1)誘導施設設定の考え方

《定義:誘導施設とは(都市計画運用指針より抜粋)》

都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、 当該区域に必要な施設を設定する。

誘導施設設定の考え方は、地域の特徴とターゲットに応じて、下記のような施設を設 定するものとされています。

設定にあたっては、誘導すべき施設や施設更新時に更なる機能の拡充・充実を図る施設を念頭に置くものとします。

#### ■ 都市計画運用指針において想定されている誘導施設(以下、抜粋)

- 病院・診療所等の<u>医療施設</u>、老人デイサービスセンター等の<u>社会福祉施設</u>、 小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中 で必要性の高まる施設
- 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所 等の**子育て支援施設**、小学校等の**教育施設**
- 集客力があり、まちの賑わいを生み出す**図書館、博物館等の文化施設**や、スーパーマーケット等の**商業施設**
- 行政サービスの窓口機能を有する市役所・支所等の**行政施設**等

出典:都市計画運用指針 第12版(2022年4月)

# (2)誘導施設の設定

# 1) 本町における対象施設の分布

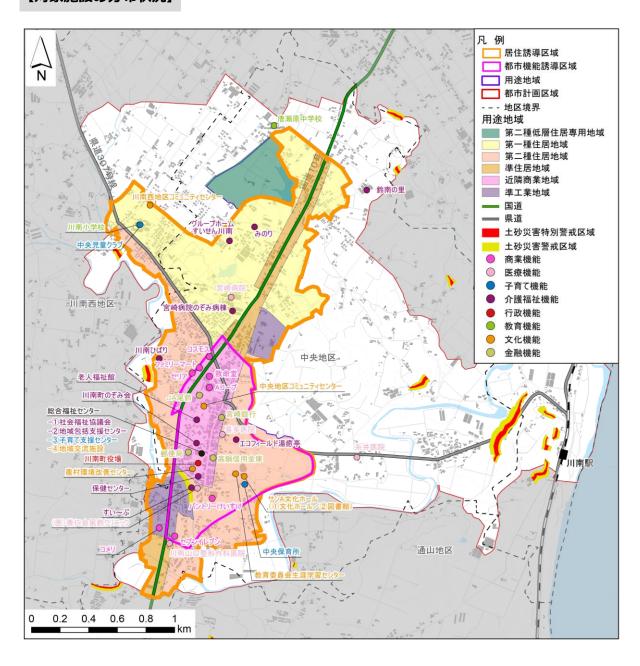
誘導施設の対象となり得る施設を下記8つの機能に分類し、都市計画区域、用途地域及び都市機能誘導区域ごとの現状の施設数\*\*を以下に示します。

# 【現状の施設分布状況】

機能	都市計画区域	用途地域	都市機能誘導区域		
-L- XII		_	_	コスモス、ファミリーマート、セブンイレブ	
商業	8	8	7	ン、パントリーけいすけ、Aコープ、セリア、	
				救命堂	
医療	5	4	2	喜多医院、善仁会尾鈴クリニック	
子育て	3	3	2	中央保育所、子育て支援センター(総合福祉セ	
160	<sup>っ</sup> `		ンター内)		
				老人福祉館、地域包括支援センター(総合福祉	
介護	12	11	7	センター内)、社会福祉協議会(総合福祉セン	
福祉	12	11	'	ター内)、保健センター、エコフィールド湯癒	
				亭、すい~ぷ、川南町のぞみ会	
行政	1	1	1	川南町役場	
教育	2	1	0	_	
				文化ホール(サン A 文化ホール内)、図書館(サ	
文化	7	7	6	ン A 文化ホール内)、地域交流施設(総合福祉	
X IL	,		1	1	
				村環境改善センター、生涯学習センター	
金融	4	4	4	宮崎銀行、高鍋信用金庫、川南郵便局、JA尾	
立た附出	4	4	4	鈴	
合計	41	37	29		

※同一建物内に複数施設を含む場合は、それぞれを計上

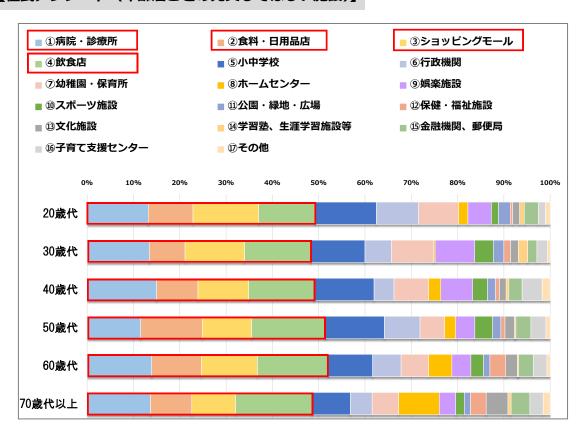
# 【対象施設の分布状況】



### 2) 住民アンケートによる施設ニーズ

住民アンケート調査から、「充実してほしい施設」を伺った結果は下図のとおりです。 その結果、「病院・診療所」、「食料・日用品店」、「ショッピングモール」、「飲食店」に 関するニーズが年代による大きな違いはなく高いことがわかります。

# 【住民アンケート(年齢層ごとの充実してほしい施設)】



#### 3)誘導施設の設定

設定の考え方及び設定した誘導施設は以下のとおりです。

#### 《設定の考え方》

#### 〈商業機能〉

✓ アンケート調査結果で、「飲食店」や「食料・日用品店」に対する ニーズが高く、「飲食店」は町外を利用している割合が多くなって います。



✓ 住民の満足度向上と賑わい創出のために、商業機能を誘導施設に設 定します。

#### 〈医療機能〉

✓ アンケート調査結果で、「病院・診療所」のニーズが高かったが、 町内にある医療施設を拡充することは現段階では難しいと考えています。



そのため、隣接町とのアクセス性向上を図ることで、施設利用の利 便性向上を目指すことが現実的と考えています。

✓ ただし、町民にとって重要な機能であることは間違いないため、今 後の機能拡充・維持を含め、医療機能を誘導施設に設定します。

#### 〈子育て機能〉

✓ 移住定住を促進するにあたり、子育て環境の充実は重要な要素であ るため、子育て機能を誘導施設に設定します。



#### 〈介護福祉機能〉

✓ 今後も高齢化の進展が想定され、高齢者の暮らしを支える健康増進 に寄与するサービスへの対応充実を図るため、介護福祉機能を誘導 施設に設定します。



#### 〈行政機能〉

✓ 庁舎移転の可能性は低いですが、町にとって重要な機能として今後 も維持していかなければならないため、行政機能を誘導施設に設定 します。



#### 〈教育機能〉

✓ 現在中学校の統合・新設を計画中であり、教育環境の充実を図る必要があるため、教育機能を誘導施設に設定します。



#### 〈文化機能〉

✓ 現状としてサン A 文化ホール内に文化ホールと図書館が含まれており、総合福祉センター内には地域交流施設が含まれています。 これらは町にとって必要な機能であり、今後の機能拡充・維持を含め、文化機能を誘導施設に設定します。



#### 〈金融機能〉

- ✓ 用途地域内に該当施設が4施設立地しており、都市機能誘導区域内 においては現状で機能を満足しています。
- ✓ また、金融機関や郵便局は中心部だけでなく周辺の生活拠点ごとに バランスよく立地することが望ましいため、金融機関は誘導施設に 設定しません。



#### 【誘導施設の設定】

以上を踏まえ、誘導施設を以下のとおり設定します。

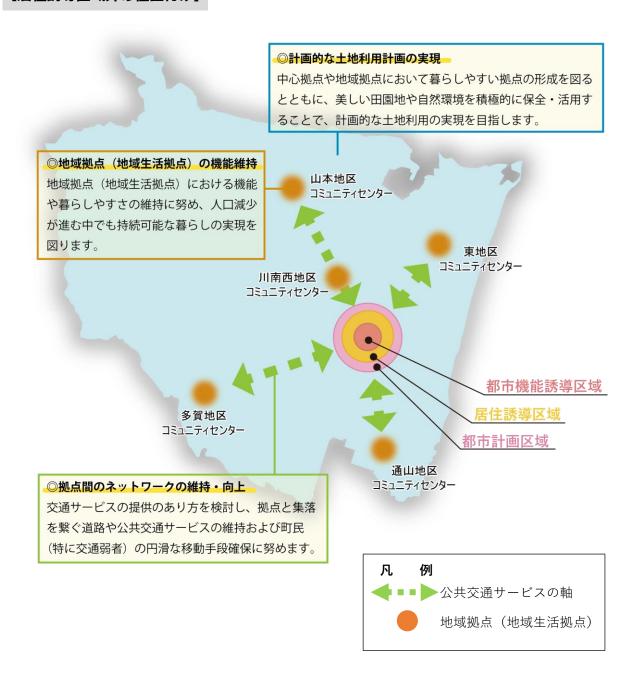
機能	誘導施設		
商業機能	商業施設		
医療機能	病院、診療所		
子育て機能	幼稚園、児童福祉施設、子育て支援センター		
介護福祉機能	地域包括支援センター、社会福祉協議会		
行政機能	町役場		
教育機能	中学校		
文化機能	地域交流施設		
金融機能	_		

#### 4-4 居住誘導区域外の位置付け

都市計画マスタープランにおいて、町の中心部を『中心拠点』、各集落にあるコミュニティセンター(公民館)周辺を『地域拠点』に設定した将来都市構造が示されており、周辺の 既存集落と助け合っていくまちづくりを目指すこととされています。

本計画では、上位計画である都市計画マスタープランの考え方を踏まえ、居住誘導区域 外の位置付け・方針を以下のように設定します。

## 【居住誘導区域外の位置付け】



# 第 5 章 誘導施策

#### 5-1 基本的な考え方

基本目標に掲げた「多様な豊かさを守り・育てる暮らしの実現」に向け、まちづくり 方針で示した『居住』、『都市機能』、『公共交通』の3つの軸ごとに必要となる取り組み を誘導施策として示します。

誘導施策に取り組むにあたっては、「川南町長期総合計画」や「川南町都市計画マスタ ープラン|等の上位関連計画と連携した施策の展開を図ります。

また、概ね5年ごとに実施する計画の評価・見直しにおいては、見直し時点の地域の 実情や社会情勢を踏まえた施策の展開を検討します。

なお、誘導施策の実施・検討にあたっては、整備の目的に応じて国の支援措置活用を 検討し、都市機能の向上及び居住の誘導を推進します。

#### 【 基本目標 】

# 多様な豊かさを守り・育てる暮らしの実現

# 「居住」

町の魅力を活かした 移住・定住の促進



「公共交通」

民間事業者と連携した 【 まちづくり方針 】 一体的な交通サービスの提供

#### 「都市機能」

人口減少を見据えた施設の 適正配置とサービスの充実

#### 5-2 誘導施策

#### 【(Ⅰ)居住誘導に係る施策

居住誘導区域への移住・定住促進に向け、以下の施策を推進します。

## ◆施策1 空家の利活用

- 町内では空家が多く分布しているため、空家の分布や所有者に関する調査を行う とともに「川南町空き家バンク」への登録を促進し、空家対策を推進します。
- 空家の利活用は、民間活力の活用や不動産事業者との連携など、関係者が一体となった取り組みを検討します。

# ◆施策2 公営住宅のあり方検討

- 「川南町公営住宅等長寿命化計画」において、都市計画区域内にある公営住宅のうち「新茶屋住宅(一)(二)」、「中央住宅」、「出水住宅」は用途廃止、「さくらが丘住宅(一)」は建替える計画となっています。
  - 建物の老朽化や利用状況・町民ニーズの変化を踏まえ、町の実情に合わせて適切な 戸数の調整を推進します。
- 用途廃止後の公営住宅について、跡地の利活用方法を検討します。

# ◆施策3 良好な居住環境の形成

■ 子育て環境の充実や人々の憩いの場の創出など、居心地よく歩きたくなるまちなかづくりに努め、居住誘導区域内での日常生活の利便性や魅力を高める取り組みを推進します。





#### (2)都市機能誘導に係る施策

都市機能誘導区域内への誘導施設の立地促進に向け、以下の施策を推進します。

## ◆施策1 商店街の活性化

■ トロントロン商店街を形成する垂門名貫線沿いには空家・空店舗が集中しています。

今後新中学校設立が想定されることも踏まえ、商店街を中心とした活気の創出を 図ることが重要となります。

空家・空店舗の利活用に係る課題やニーズを調査し、必要な機能の誘導を推進します。

#### ◆施策2 施設の再整備

- 2027 年に本県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を見据え、 川南町運動公園の再整備を推進します。
  - 野球場や陸上競技場などのスポーツ施設の再整備に加え、遊具や多目的広場も再整備することで、子どもから高齢者までの幅広い年代の方々がより一層利用しやすい憩いの場の創出を推進します。
- 少子化に伴う学校の小規模化を背景とし、子どもの教育環境をより良いものとするため、唐瀬原中学校と国光原中学校を統合し、新たな中学校設立を推進します。

#### ◆施策3 民間活力を活用した取り組みの推進

■ 中学校が統廃合した場合や公営住宅の用途廃止など、人口減少や建物老朽化の影響により今後使われなくなる公共施設が生じてきます。

その際に、民間事業者のノウハウを活用した跡地の利活用検討など、効果的かつ効率的な利活用のあり方を検討します。





# (3)公共交通に係る施策

町全体を対象と捉え、居住誘導区域・都市機能誘導区域と川南駅、生活拠点など、誘導 区域内外を結ぶ交通ネットワークの充実を図るために、以下の施策を推進します。

#### ◆施策1 公共交通網の再編検討

■ 公共交通の利用率及び満足度は低水準となっています。 中学校の統合・新設が実現すると新たな交通需要が生まれることが想定されます。 これを機に地域の実情に見合った公共交通サービスのあり方を検討し、「地域公共 交通計画」の策定を検討します。

## ◆施策2 都市計画道路の見直し

■ 本町には、都市計画決定以降 50 年ほど未着手となっている都市計画道路が残っています。

現状の必要性・実現性を考慮して、計画の存続・変更・廃止について方針を検討し、 効率的な道路整備を推進します。





# (4) 国等の支援制度を活用した施策

前述した居住、都市機能、公共交通の施策を実施するにあたり、以下に示すような国の財政上の支援制度活用を検討します。

# (支援措置の例)

事業名	事業概要	対象区域
集約都市形成支援事業	都市機能の集約地域への立地誘導のため、都市の集約化等に 関する都市のコアとなる施設の移転に際した旧建物の除却 (延床面積 1,000 ㎡以上の医療・福祉等施設等の誘導施設)・ 緑地等整備の支援を行う。 補助率:直接は 1/2 (間接は 1/3)	都市機能誘導区域內
都市構造再編集中支援事業	市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取り組み等に対し集中的な支援を行う。 補助率:1/2(都市機能誘導区域内等) 45%(居住誘導区域内等)	都市機能誘導区域内等居住誘導区 域内等
都市公園ストック再編事業	地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応 し、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編に対 して支援を行う。 補助率:1/2	指定なし (立地適正 化計画策定 が条件)
空き家対策総 合支援事業	空家法を積極的に活用して、空き家・不良住宅の除却、活用、 関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対し支援を行う。 補助率:事業内容による	指定なし (空家等対 策計画策定 等が条件)
公共施設等の 適正管理に係 る地方債措置	公共施設等総合管理計画に基づき実施される事業であって、個別施設計画に位置付けられた公共施設等の集約化・複合化事業や立地適正化計画に基づく地方単独事業等に対し、元利金の償還に対し地方交付税措置のある地方債措置等を講じる。 充当率:90%、交付税措置率:50%(財政力に応じて30~50%)	指定なし
都市防災総合推進事業	避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・ 避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住 民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街 地における地区レベルの防災性の向上を図る取り組みに対し て支援を行う。 補助率:事業内容による	事業内容による

# 第 6 章 防災指針

#### 6-1 基本的な考え方

《定義:防災指針とは(都市計画運用指針より抜粋)》

居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取り組みと併せて立地適正化計画に定めるものである。

防災指針とは、居住誘導区域内における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるために必要な防災・減災対策を定めるものです。

このため、本町における災害リスクを整理したうえで防災上の課題を抽出し、それに対する取組方針を以下に整理します。

# 6-2 川南町における災害リスク

本町で発生するおそれのある災害は以下のとおりです。

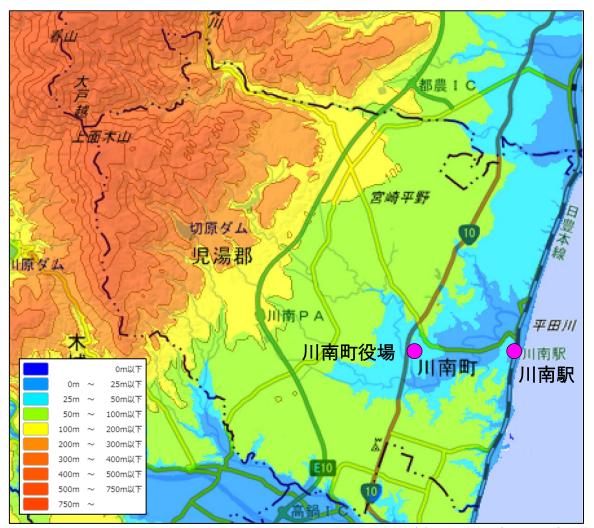
# 【町内の災害リスク】

災害 種別	対象	都市計画 区域内	居住誘導 区域内	備考
土砂	土砂災害警戒区域	0	0	都市機能誘導区域内にあり
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	土砂災害	0	×	都市計画区域内にあり
火音	特別警戒区域			
	過去の浸水実績	0	×	2014年に浸水履歴あり
	小丸川	×	×	町内における浸水想定はなし
洪水	洪水浸水想定区域			
	その他	_	_	平田川は洪水浸水想定区域図
				未作成
地震	地震	0	0	_
津波	津波浸水想定区域	0	×	川南駅を含む沿岸部
ため池	防災重点ため池	0	0	用途地域内に2箇所あり

# (1)地域特性

- 東九州自動車道と国道10号を境に標高が変化しており、本町のまちなかは高低差の 小さい平坦地で形成されています。
- まちなか(役場)と沿岸部(川南駅)では30mほどの高低差があります。

# 【標高】

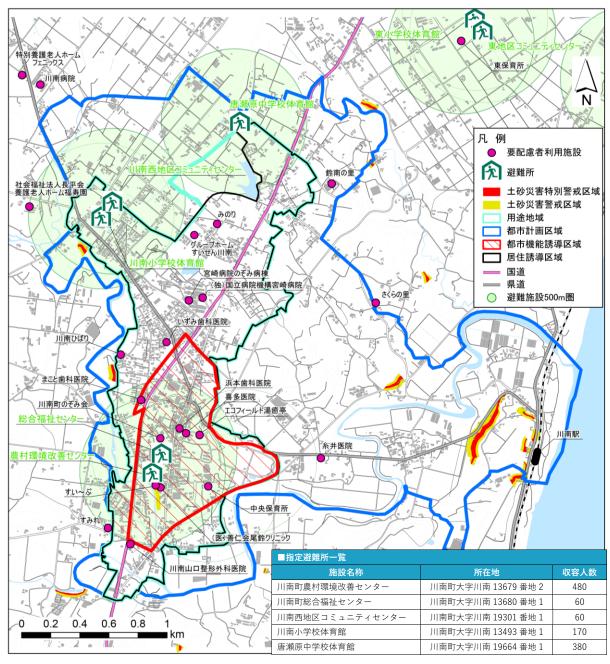


資料:国土地理院地図(一部加筆)

# (2)土砂災害

- 都市計画区域内では、川南駅周辺に土砂災害警戒区域等が点在しています。 また、都市計画区域内には5箇所の指定避難所があります。
- 居住誘導区域内の役場南側に土砂災害警戒区域が 1 箇所指定されており、その周辺 には要配慮者利用施設が分布しています。
- 避難施設から 500m 圏外となる要配慮者利用施設も複数存在しています。

## 【土砂災害・誘導区域】

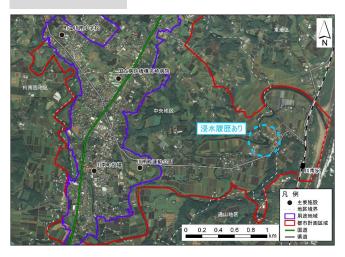


資料:国土数值情報 土砂災害警戒区域(2020年)

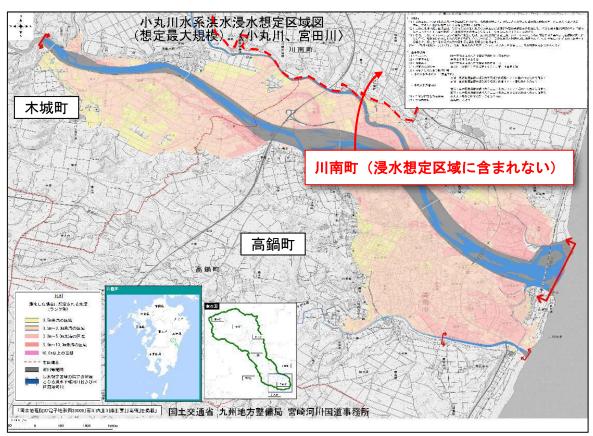
# (3)洪水

- 県管理河川(平田川)において洪水浸水想定区域図は作成されていませんが、2014年には平田川が溢れ浸水したことがあります。
- 過去に浸水したエリアは用途地域外かつ家屋を含まない農地のエリアであったため、居住誘導区域との関連性は低いと言えます。
- 高鍋町との町境付近を流れる 小丸川の洪水浸水想定区域図 において、本町に係る浸水はな いと想定されています。

## 【浸水実績箇所】



#### 【小丸川水系洪水浸水想定区域図】



出典:小丸川水系洪水浸水想定区域図(一部加筆)

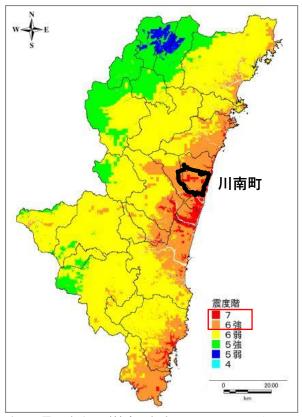
# (4)地震

- 宮崎県が公表した「宮崎県地震・津波及び被害の想定について(宮崎県:2020年3 月) | では、南海トラフ巨大地震(M9 クラスの地震)に伴う本町の地震動想定は震 度7に該当しています。
- 本町の公共施設(建築物)は全115施設、総延べ床面積は約94,184㎡であり、その

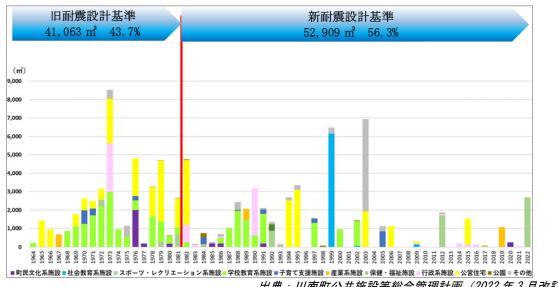
内5割程度の施設が旧耐震基準に該当 しています。

#### 【本町の被害想定】

人的被害 (死者数)	約520人
建物被害(全壊焼失)	約2,800棟
避難者数(1週間後)	約7,800人
帰宅困難者	約860人
津波による道路被害	約40箇所
漁港岸壁被害箇所	約4箇所
被災防波堤延長	約1,300m
ライフライン被害	
《被災1週間後》	
上水道(断水人口)	約13,000
下水道(支障人口)	約13,000
電力(停電軒数)	約670軒
通信(固定電話不通回線数)	約520回線

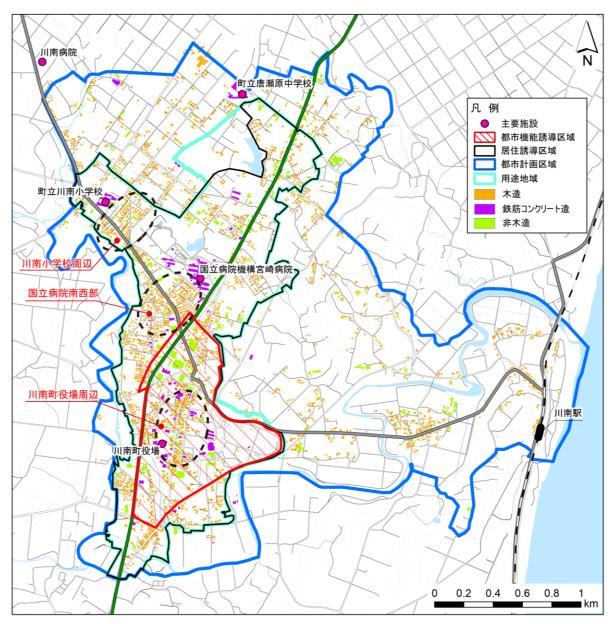


## 【年度別公共施設整備状況】



- 川南小学校周辺、国立病院南西側及び川南町役場周辺において、特に木造住宅が密集しています。
- 木造家屋密集地では、地震時の家屋倒壊や火災発生が懸念されます。

## 【建築物の構造・誘導区域】



資料:宮崎県都市計画基礎調査 川南町都市計画区域

# (5)津波

- 川南駅が津波浸水想定区 域に含まれており、浸水 深は 8.2m と想定されて います。
- 町内では通浜地区、東地区のみが浸水想定区域に含まれています。
- 都市計画区域の一部は浸水想定区域に含まれていますが、用途地域は含まれていません。

# 【川南町防災八ザードマップ】



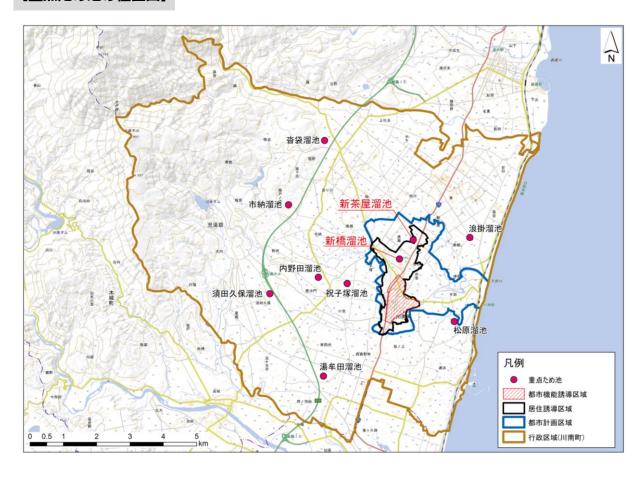


出典:川南町防災ハザードマップ (2020年)

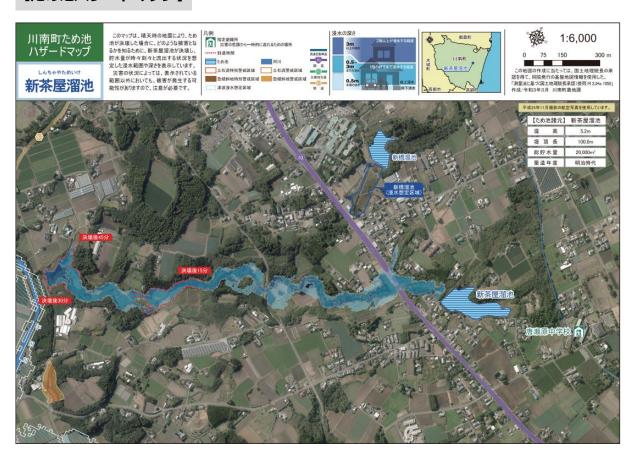
# (6)ため池

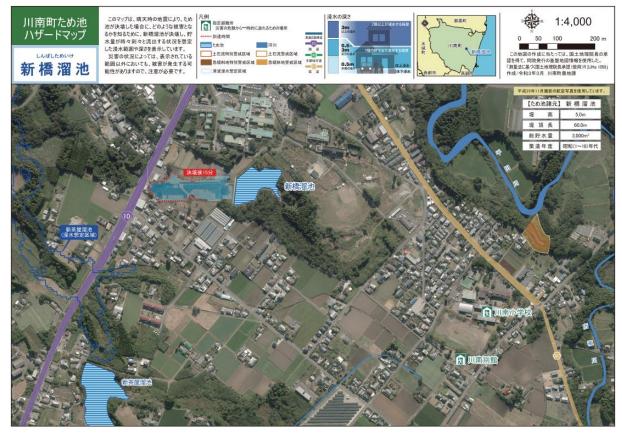
- 町内には 10 箇所の防災重点ため池があり、都市計画区域内には新茶屋溜池と新橋溜 池の 2 箇所があります。
- 新茶屋溜池が決壊した場合、国道 10 号を横断し、決壊 30 分後には平田川付近まで 浸水すると想定されています。
- 新橋溜池が決壊した場合、15 分後には国道 10 号付近まで浸水すると想定されています。

# 【重点ため池の位置図】



# 【ため池八ザードマップ】





#### 6-3 防災上の課題とそれに対する取組方針

本町は地形特性上、居住誘導区域内に残存する災害リスクが比較的少ないため、防災上の課題・取組方針は、居住誘導区域内と町域全般に分けて整理します。

なお、取組方針は町の防災に関する指針である「川南町地域防災計画(2023年3月)」 及び「川南町国土強靭化地域計画(2020年3月)」の内容に準じたものとします。

# (1) 町域全般に対する防災上の課題及び取組方針

# ■地震・津波

#### 〈課 題〉

本県においては、今後日向灘地震または南海トラフ巨大地震の発生が想定されています。これらが発生した場合は、本町においても人的被害や建物被害、インフラ施設の被害など、様々な被害を及ぼすおそれがあります。

したがって、津波避難路及び一時避難場所の整備や空からのアクセスが可能となるようあらかじめヘリコプター離発着場となる地点を設定するなど、津波に対する避難対策を行う必要があります。

#### 〈方 針〉

#### ● 防災通路や避難路となる道路整備の推進

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難 路となる道路の整備を推進します。

その際、都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道路について緊急性の高いものから整備を推進します。

#### ● 避難所等の確保の検討

夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難場所としての活用可能な場所を確保し、 各地域に避難の方法等を検討し、事前の避難対策を推進します。

#### 防災訓練計画及び防災知識の普及

県や自主防災組織等の防災関係機関と連携して、要員参集訓練や要配慮者の避難 誘導訓練、津波警報等の情報収集・伝達訓練など、具体的かつ実践的な訓練の実施 を推進します。

#### 住宅・建築物の耐震化

指定避難所となっている施設の耐震化や防災機能の強化を図ります。また、沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、指定された路線における耐震診断の実施及び耐震化の実施を促進します。

地震から命を守る行動の一つとして、住宅の耐震化について町民への啓発を行い、 災害に強いまちづくりを推進します。

#### ■土砂災害

#### 〈課 題〉

本町の西側は中山間地にあり、土砂災害警戒区域等に指定されている地域が多くあり、 長時間豪雨が続いた場合など、土砂災害が発生するおそれがあります。

したがって、治山施設の整備による山地災害対策や多様な伝達手段による情報の確実 かつ迅速な伝達など、ハードとソフト両面からの防災対策が必要です。

#### 〈方 針〉

#### 土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害警戒区域等の分布や災害が発生するおそれがある場合の情報伝達方法、 避難場所などについて、「川南町防災ハザードマップ」等を活用して、住民に周知を 図ります。

#### ● 災害危険箇所の調査・把握・点検

災害発生を未然に防止し、また、被害の拡大を防ぐため、地すべり、山崩れ等の災害の発生のおそれのある地域については、あらかじめ調査を実施し、その実態の把握に努めます。また、高鍋土木事務所や児湯農林振興局、東児湯消防組合、高鍋警察署等関係機関と協力し、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施します。

#### ■ため池

# 〈課 題〉

町内に防災重点ため池が 10 箇所分布しています。これらのため池は、決壊した場合の 浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在するため、人的被害を与えるおそれがあります。

#### 〈方 針〉

#### ● ため池の管理

町内にあるため池について、地震時の安全性について点検を行うとともに、危険 箇所については管理組合等とも協力し、耐震性の強化を推進します。

#### ● ため池ハザードマップの周知

農業用ため池の防災・減災対策を図るとともに、ため池ハザードマップの住民への周知を図ります。

## (2)居住誘導区域内における防災上の課題及び取組方針

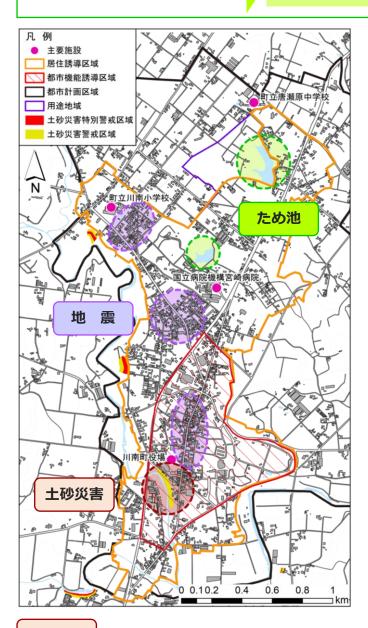
#### ため池

#### 《課題》

ため池が決壊した際には、人的被 害を与えるおそれがあります。

#### 《取組方針》

農業用ため池の防災・減災対策を図るとともに、ため池ハザードマップの住民への周知を行います。



#### 地震

#### 《課題》

木造家屋が密集しているため、地 震発生時には家屋の倒壊や火災に よる被害が発生するおそれがあり ます。

#### 《取組方針》

- ・耐震性が不足している住宅に 対して、耐震診断・耐震改修の 実施を促進します。
- ・機能別消防団制度や消防団応 援店舗制度の導入を検討する など、団員の確保に努め、団員 の教育・訓練を実施することで 資質の向上を図ります。

#### 土砂災害

#### 《課題》

役場南側には土砂災害警戒 区域が分布しており、土砂災 害の発生が懸念されます。

#### 《取組方針》

県と連携した土砂災害対策を推進します。 また、迅速な避難の実施に向け、住民への 情報発信・意識啓発を促進します。

# 【取組方針の実施目標】

练问	版如本次	実施主体	実施時期の目標		
種別	取組内容	天心土14	短期	中期	長期
土砂災害	県と連携した土砂災害対策を 推進します。 また、迅速な避難の実施に向 け、住民への情報発信・意識啓 発を促進します。	県町			<b>+</b>
地震	耐震性が不足している住宅に 対して、耐震診断・耐震改修の 実施を促進します。	町			<b>†</b>
	機能別消防団制度や消防団応 援店舗制度の導入を検討する など、団員の確保に努め、団員 の教育・訓練を実施すること で資質の向上を図ります。	町			<b>†</b>
ため池	農業用ため池の防災・減災対 策を図るとともに、ため池ハ ザードマップの住民への周知 を行います。	町			<b>†</b>

# 第 7章 計画の推進

#### 7-1 評価指標と目標値

評価指標と目標値は、まちづくり方針に掲げている『居住』、『都市機能』、『公共交通』 に『防災』を加えた4項目に対して設定します。

設定した評価指標と目標値を以下に示します。

#### 《居住誘導に係る目標値》

居住誘導区域では、区域内の人口密度の推移を評価していくことが効果的と考えられるため、『居住誘導区域内の人口密度』を評価指標に設定します。

目標値について、社人研による将来人口推計では今後も人口減少が進んでいくと想定されていますが、本計画による誘導施策を講じることで、社人研における将来人口に対して減少率を緩やかにしていくことを目指します。

目標値の算出にあたっては、社人研による将来人口推計をベースに、本町が掲げる人口ビジョンの方向性のうち、若者世帯の移住者を居住誘導区域内に誘導すると仮定し、下記のように設定します。

===/==+=	現況値	目標値		
評価指標	(2020 年度)	(2035 年度)	(2045 年度)	
居住誘導区域内の人口密度	11.3 人/ha	9.7 人/ha	7.7 人/ha	

※社人研による推計値を用いた場合、以下のような推移となります。 居住誘導区域内の人口密度: 2035 年→8.7 人/ha、2045 年→7.1 人/ha

- ※人口密度の目安として、以下のような参考指標があります。
  - ・居住を誘導する区域における人口密度:18 人/ha
  - ・生活サービス施設の利用圏平均人口密度:12人/ha(商業)、9人/ha(医療・福祉) (「都市構造の評価に関するハンドブック(国土交通省)」より)

#### 《都市機能誘導に係る目標値》

都市機能誘導区域では、医療・福祉・商業等の都市機能の誘導を目指すため、『都市機 能誘導区域内の誘導施設数』を評価指標に設定します。

目標値について、現時点で都市機能誘導区域内において、中学校の新設が予定されています。加えて、地域交流施設の設置についても必要性が高いとされていることを踏まえ、目標値を下記のように設定します。

評価指標	現況値 (2022 年度)	目標値 (2045 年度)	
都市機能誘導区域内の誘導施設数	29 施設	31 施設	

※同一建物内に複数施設を含む場合は、それぞれを計上

#### 【現状の施設数】

機能		都市機能誘導区域における現状の施設数
商業	7	コスモス、ファミリーマート、セブンイレブン、パントリーけいす
		け、Aコープ、セリア、救命堂
医療	2	喜多医院、善仁会尾鈴クリニック
子育て	2	中央保育所、子育て支援センター(総合福祉センター内)
介護		老人福祉館、地域包括支援センター(総合福祉センター内)、社会福
	7	祉協議会(総合福祉センター内)、保健センター、エコフィールド湯
福祉		癒亭、すい~ぷ、川南町のぞみ会
行政	1	川南町役場
教育	0	
		文化ホール (サン A 文化ホール内)、図書館 (サン A 文化ホール内)、
文化	6	地域交流施設(総合福祉センター内)、中央コミュニティセンター、
		農村環境改善センター、生涯学習センター
金融	4	宮崎銀行、高鍋信用金庫、川南郵便局、JA尾鈴
合計	29	

#### 《公共交通に係る目標値》

公共交通は、地域の実情に合ったサービスのあり方を検討することにより、多くの方に利用してもらい、快適な暮らしの実現に寄与することを目指すため、『バスの利用者数』を評価指標に設定します。

目標値は、今後も人口減少が進むと想定される状況においても、利用者満足度の向上 に努めることで利用者数を維持することを目標とし、下記のように設定します。

ただし、今後はまちの実情に合った公共交通のあり方について検討を進めていくため、 その検討状況次第で評価指標及び目標値の見直しを行います。

評価	指標	現況値 (2021 年度)	目標値 (2045 年度)
バス利用者数	トロントロンバス	5,598 人	現状維持
八个利用有奴	シャトルバス	11,366 人	現状維持

#### 《防災に係る目標値》

防災は、防災指針に示した方針を実施するにあたり、現在も取り組んでおり今後もより一層の取り組みが求められる"住宅の耐震化"について、「住宅耐震化緊急促進プログラム(川南町:2022年3月)」で目標指標に設定されている「耐震診断の実施戸数」を評価指標に設定します。

目標値は、参照した「住宅耐震化緊急促進プログラム(川南町:2022 年 3 月)」の設定を踏襲し、下記のように設定します。

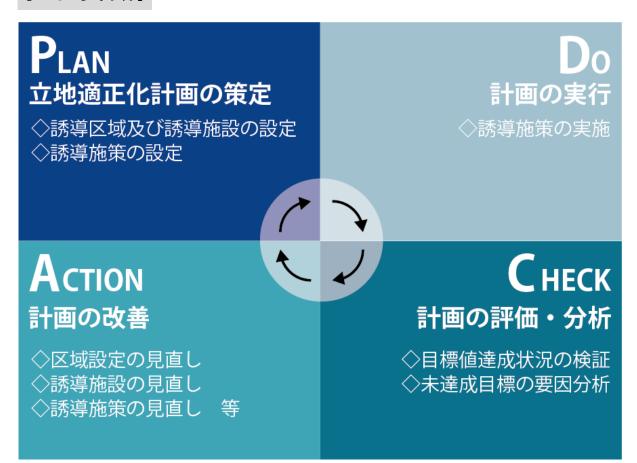
評価指標	現況値 (2021 年度)	目標値 (2045 年度)
耐震診断の実施戸数	5 戸/年	5 戸/年

#### 7-2 計画の評価・見直し方針

本計画は、長期的な視野に立って、継続的に取り組むものです。この間には社会情勢が 変化することも想定されます。

そこで、PDCA サイクルの考え方を導入して、進捗状況や導入の効果を定期的に検証して、計画の見直しを行う必要があります。

#### 【PDCA サイクル】



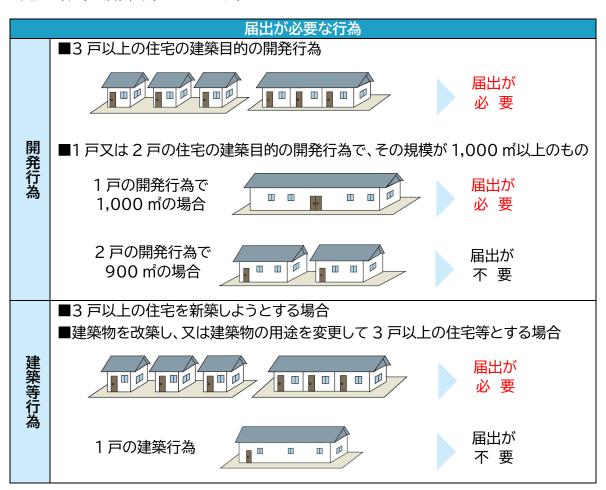
#### 8-1 居住誘導区域外における届出制度

#### (1) 届出制度の内容

- 届出制度は、居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握することを目的とした制度です。
- 居住誘導区域外において、下記届出対象に記載のいずれかの行為を行おうとする場合、その行為に着手する30日前までに町長へ届け出なければなりません。 (都市再生特別措置法第88条)
- 届出内容を変更する場合、変更に係る行為に着手する日の30日前までに町長へ届出なければなりません。
- ただし、都市再生特別措置法第81条第1項(都市計画区域内)での行為に限ります。

#### (2)届出対象

下記の行為が届出対象となります。



#### 8-2 都市機能誘導区域外における届出制度

#### 【(I)届出制度の内容

- 届出制度は、都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握することを目 的とした制度です。
- 都市機能誘導区域外において、下記届出対象に記載のいずれかの行為を行おうとする場合、その行為に着手する30日前までに町長へ届け出なければなりません(都市再生特別措置法第108条)。
- 届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の 30 日前までに町長へ届 け出なければなりません。
- また、都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止または廃止する場合も、町長へ届け出なければなりません(都市再生特別措置法第108条の2)。
- ただし、都市再生特別措置法第81条第1項(都市計画区域内)での行為に限ります。

#### (2)届出対象

下記の行為が届出対象となります。

届出が必要な行為			
開発行為	■誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為		
	■誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合		
<b>建築等行為</b> ■建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合			
	■建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合		



# 巻末資料

## 【川南町立地適正化計画策定委員会 委員名簿】

氏名	所属・役職等	備考
熊野 稔	国立大学法人 宮崎大学地域資源創成学部 教授	委員長
宮崎 吉敏	川南町商工会 会長	
後口 昌賢	三和交通株式会社 代表取締役	
織田 政継	独立行政法人国立病院機構 宮崎病院 事務部長(令和3年度)	
坂口 勝樹	独立行政法人国立病院機構 宮崎病院 事務部長(令和4年度)	
梶本 英之	川南町社会福祉協議会 事務局長	
小嶋 久美子	川南町教育委員会 前教育委員	
木村 尚人	川南土木業協会 代表	
橋口 裕二	川南町農業委員会 会長	
黒木 義敬	川南町自治公民館長会 東地区自治公民館長	
井野 隆博	宮崎県高鍋土木事務所 所長(令和3年度)	
小倉 浩嗣	宮崎県高鍋土木事務所 所長(令和4年度)	

## 【川南町立地適正化計画策定委員会 開催概要】

回数	開催日	主な議題
第1回	令和4年3月25日(金)	・川南町の現況
		・住民アンケート調査結果
		・まちづくりの課題
		・本計画において目指す方向性
第2回	令和4年7月25日(月)	・基本目標及びまちづくり方針
		・居住誘導区域及び都市機能誘導区域
第3回	令和 4 年 10 月 27 日 (木)	・誘導施設
		・防災指針
第4回	令和5年1月25日(水)	・評価指標及び目標値
		・計画書 (素案)

# 川南町立地適正化計画

発行年月 令和5年3月

発 行 川南町

編 集 川南町 建設課

 $\mp 889 - 1301$ 

宮崎県児湯郡川南町大字川南13680番地1

電 話:0983-27-8013 FAX:0983-27-2271



この町の"気質"から生まれる"品質"



MADE in JAPAN MADE by KAWAMINAMI PERSONALITY